

第6回愛媛地方最低賃金審議会

資 料

令和6年3月12日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第6回愛媛地方最低賃金審議会

資 料 目 次

令和6年3月12日

1	愛媛県で適用する最低賃金一覧	1
2	令和5年度最低賃金審議経過資料	
(1)	令和5年度最低賃金審議経過一覧表	3
(2)	令和5年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過	4
(3)	同(時系列)	5
3	令和6年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について(写)	7
4	適用使用者数及び適用労働者数に関する資料	
(1)	地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	9
(2)	特定最低賃金(改正)適用使用者数及び適用労働者数等	10
5	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	11
6	令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表	13
7	春闘情勢について	19
8	愛媛県金融経済概況(2024年2月13日 日本銀行松山支店)	31
9	管内の雇用失業情勢(令和6年1月分)について (令和6年3月1日 愛媛労働局)	41

愛媛県で適用する最低賃金一覧

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

※この表を職場に掲示してください。

◎地域別最低賃金

件 名	発効年月日	最低賃金額 1 時 間	摘 要
愛媛県最低賃金	令和5年 10月6日	円 897	県内すべての労働者に適用されます。 (特定最低賃金から適用を除外された産業又は業務には、この最低賃金が適用されます。)

◎特 定 最 低 賃 金

			特定最低賃金に共通の適用除外 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
産 業 名	発効年月日	最低賃金額 1 時 間	摘 要 (注1参照)
パルプ、紙製造業	令和5年 12月25日	円 1,006	適用除外 (1) 機械すきと紙製造業、手すきと紙製造業、内装用ライナー製造業、建材原紙製造業 (2) 手作業による梱包、レッテルはり、捺印、選別又は検査の業務に主として従事する者 (3) 炊事、湯茶の給仕、守衛又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和5年 12月25日	円 997	適用除外 (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業 (2) バリ取り・溶接かす取り、洗浄、さび若しくは傷の防止のための塗装、検数、包装又は手作業による機械部品の組立ての業務に主として従事する者 (3) 中子の造型、卓上ボール盤による穴あけ又はプレスによる打抜き業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	令和5年 12月25日	円 987	適用除外 (1) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業 (2) 手作業による検数、選別、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務に主として従事する者 (3) 手作業により又は手工具若しくは小型手持電動工具を用いて行う磨き、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、曲げ又はバリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船用機関製造業	令和5年 12月25日	円 1,015	適用除外 (1) 小物類のサンダーがけ、断熱・防火材(木ぎ装を除く。)の取付け若しくは取外し、パイプ水圧試験の検査補助、パイプ・ゴムホース類の漏れの点検又は足場部材の整備の業務に主として従事する者 (2) 簡単な工具若しくは器具の修理又は消耗品の払出しの業務に主として従事する者
各種商品小売業	令和5年 10月6日	円 897	左記の特定(産業別)最低賃金は、令和5年10月6日から、愛媛県最低賃金額が適用されています。

- (注) 1 特定最低賃金の適用を除外された産業又は業務には愛媛県最低賃金が適用されます。
 2 地域別最低賃金、特定最低賃金ともに、最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。
 3 派遣労働者については、派遣先の最低賃金が適用されます。
 4 特定最低賃金の産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

詳しくはこちらへお問い合わせください。 愛媛労働局 労働基準部 賃金室 ☎089-935-5205
 松山労働基準監督署 ☎089-917-5250 新居浜労働基準監督署 ☎0897-37-0151
 今治労働基準監督署 ☎0898-32-4560 八幡浜労働基準監督署 ☎0894-22-1750
 宇和島労働基準監督署 ☎0895-22-4655

☆賃金引上げ特設
ページをご活用
ください。



令和5年度 最低賃金審議経過一覧表

		愛媛地方最低賃金審議会		愛媛県最低賃金 専門部会	小委員会 (特定最低賃金改正決定の必要性)	愛媛県パルプ、紙 製造業最低賃金専門部会	愛媛県はん用機械 器具製造業、生産 用機械器具最低賃 金専門部会	愛媛県電子部品・ デバイス・電子回 路、電気機械器 具、情報通信機械 器具製造業最低賃 金専門部会	愛媛県船舶製造・ 修理業、船用機関 製造業最低賃金専門部会	愛媛県各種商品小 売業最低賃金専門部会
委員名	諮問年月日			05.07.06	05.07.06	05.08.28	05.08.28	05.08.28	05.08.28	
	委員任命年月日	05.04.01		05.07.21	05.07.06	05.09.14	05.09.14	05.09.14	05.09.14	
委員名	公益代表	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	井 武 宮 谷	◎ 森 本 ○ 井 上 宮 谷	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	
	労働者代表	白 石 曾 我 竹 野	本 竹 村 野	白 石 曾 我 竹 野	白 石 曾 我 竹 本	白 石 三 好	立 寺 吉 川	熊 上 竹 簡	竹 本 濱 田 渡 部	
	使用者代表	八 塚 阿 部 小 野	池 小 武 内	八 塚 小 池 小 野	八 塚 小 池 小 野	丹 沢 出 島 森 川	井 上 河 野 西 岡	阿 部 河 端 増 田	小 池 西 谷 森	
審議会・専門部会 開催年月日	最賃額	時間額	① 05.07.06	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	① 05.09.28
			05.07.14 [実]	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	② 05.10.05
			05.08.01 [七]	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	③ 05.10.12
			05.08.10	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	④ 05.10.20
			05.08.28	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	(労側反対)
最賃額	引上げ額	引上げ率	05.10.25	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	
			897円 (853円)	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	1015円 (985円)
			44円 (32円)	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	30円 (23円)
			5.16% (3.90%)	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	3.05% (2.39%)
			05.08.10	◎ 森 本 ○ 井 上 園 田	◎ 井 上 ○ 宮 谷 森 本	◎ 森 本 ○ 園 田 武 井	◎ 武 井 ○ 園 田 井 上	◎ 宮 谷 ○ 武 井 森 本	◎ 井 上 ○ 宮 谷 園 田	05.10.25
異議申出有無 申出年月日	有効年月日	適用事業所数	適用労働者数	未満率	影響率	05.08.28	05.08.28	05.10.23	05.10.24	05.10.25
						異議申出あり 05.08.24及び25	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし	異議申出なし
						05.10.06	(指) 05.12.25	(指) 05.12.25	(指) 05.12.25	(指) 05.12.25
						43,966事業所	17事業所	402事業所	50事業所	266事業所
						495,000人	2,590人	10,737人	3,591人	5,530人
未満率	影響率					1.5%	0.7%	2.7%	8.5%	1.1%
						17.3% (13.4%)	2.1% (0.7%)	6.1% (4.5%)	30.1% (24.0%)	10.5% (11.0%)

() : 前年度 ◎ : (部)会長、委員長 ○ : (部)会長代理、委員長代理 [実] : 実地視察 [七] : ヒアリング (指) : 指定発効

令和5年度 愛媛地方最低賃金審議会審議経過

回数 (通算)	1	—	2	3	4	5	6
本 審	05.07.06 [3] ①運営申合せ (令第6条第5項適用) ②地賃改正 (諮問) ③特賃改正必要性の有無 (諮問) ④小委員会の設置	05.07.14 [4] ①実地視察	05.08.01 [7] ①地賃改正目安伝達 ②地賃関係労働者意見聴取 ③実施視察状況について	05.08.10 [11] ①地賃専門部会報告 ②採決・答申	05.08.28 [13] ①地賃改正の異議 (諮問・審議・答申) ②地賃専門部会廃止 ③小委員会報告 ④特賃改正必要性の有無 (答申) ⑤特賃改正 (諮問)	05.10.25 [24] ①特賃専門部会報告 ②特賃 (船舶) 審議・採決・答申	06.03.12 [26] ①各特賃専門部会の廃止 ②各特賃改正の意向
回 数	1	2	3	4			
公益委員会	05.08.01 [6] ①愛媛県最低賃金の審議について	05.12.08 [25] ①審議の総括					
公労委員会	05.06.20 [1] ①審議会の運営について						
公使委員会	05.06.20 [2] ①審議会の運営について						
小委員会	05.07.26 [5] ①委員長・委員長代理の選出 ②特賃改正必要性審議	05.08.18 [12] ①特賃改正必要性審議 ②参考人意見聴取 ③委員会結論					
地賃専門部会	05.08.01 [8] ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③資料説明 ④金額審議	05.08.04 [9] ①金額審議	05.08.10 [10] ①金額審議 ②採決				
紙パ専門部会	05.09.28 [14] 特賃合同専門部会 ①部会長・部会長代理の選出 ②審議の公開について ③審議の確認事項 ④審議の日程調整	05.10.19 [19] ①資料説明 ①金額審議	05.10.24 [23] ①金額審議 (結審) ②答申 (6-5適用)				
はん用機械専門部会		05.10.05 [17] ①資料説明 ②金額審議	05.10.23 [21] ①金額審議 (結審) ②答申 (6-5適用)				
電機専門部会		05.10.05 [16] ①資料説明 ②金額審議	05.10.24 [22] ①金額審議 (結審) ②答申 (6-5適用)				
船舶専門部会		05.10.04 [15] ①資料説明 ②金額審議	05.10.12 [18] ①金額審議	05.10.20 [20] ①金額審議 ②採決			
各商専門部会 (改正必要性無)							

令和5年度愛媛地方最低賃金審議会審議経過(時系列)

連番	日付	回数	名称	内容 1	内容 2	内容 3
1	6月20日	第 1 回	公労委員会	審議会の運営について		
2	6月20日	第 1 回	公使委員会	審議会の運営について		
3	7月6日	第 1 回	本審	運営申し合わせ	地賃改正 諮問	特賃必要性 諮問、小委員会設置
4	7月14日		実地視察	実地視察		
5	7月26日	第 1 回	小委員会	委員長等選出	特賃必要性審議	
6	8月1日	第 1 回	公益委員会	地賃審議について		
7	8月1日	第 2 回	本審	目安伝達	地賃関係労働者意見聴取	実地視察状況について
8	8月1日	第 1 回	地賃専門部会	部会長等選出	審議の公開について	金額審議
9	8月4日	第 2 回	地賃専門部会	金額審議		
10	8月10日	第 3 回	地賃専門部会	金額審議と採決		
11	8月10日	第 3 回	本審	部会報告と採決	地賃改正 答申	
12	8月18日	第 2 回	小委員会	特賃必要性審議	参考人意見聴取	委員会結論
13	8月28日	第 4 回	本審	地賃異議 諮問、審議、答申、地賃部会廃止	特賃必要性小委員会報告、答申	特賃改正 諮問
14	9月28日	第 1 回	特賃合同専門部会	部会長等選出	審議の公開、確認事項について	審議の日程調整
15	10月4日	第 2 回	船舶専門部会	金額審議		
16	10月5日	第 2 回	電機専門部会	金額審議		
17	10月5日	第 2 回	はん用機械専門部会	金額審議		
18	10月12日	第 3 回	船舶専門部会	金額審議		
19	10月19日	第 2 回	紙パ専門部会	金額審議		
20	10月20日	第 4 回	船舶専門部会	金額審議と採決		
21	10月23日	第 3 回	はん用機械専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
22	10月24日	第 3 回	電機専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
23	10月24日	第 3 回	紙パ専門部会	金額審議(結審)	答申(6-5)	
24	10月25日	第 5 回	本審	部会報告	特賃(船舶)審議、採決、答申	
25	12月8日	第 2 回	公益委員会	審議の総括		
26	3月12日	第 6 回	本審	各特賃専門部会の廃止について	令和6年度特定最低賃金改正の意向について	

(注1) 会議の名称は略称です。

(注2) 「答申(6-5)」は審議会令第6条第5項を適用したものです。



2024年 2月29日

愛媛労働局長

小宮山 弘樹 殿

日本労働組合総連合会愛媛県連合会
会 長 菊 川 泰

令和6年度特定最低賃金金額改正の申し出の意向表明について

記

標記の件、愛媛県における令和6年度特定（産業別）最低賃金の金額改正の申し出について、下記4業種の正式申請を7月5日までに行なうことと致します。

申請する産業

1. パルプ、紙製造業
2. はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
3. 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
4. 船舶製造・修理業、船用機関製造業

以 上

地域別最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数
(令和3年経済センサスー活動調査ベース)

都道府県	適用使用者数	適用労働者数
北海道	158,604	1,958,900
青森	38,607	446,200
岩手	38,741	467,000
宮城	71,275	941,000
秋田	30,631	352,500
山形	34,858	409,600
福島	58,044	711,600
茨城	78,185	1,120,100
栃木	56,190	778,500
群馬	59,044	798,900
埼玉	167,219	2,358,700
千葉	135,572	1,974,700
東京	468,516	8,873,600
神奈川	209,050	3,239,800
新潟	72,560	893,900
富山	34,678	454,100
石川	39,205	482,400
福井	27,329	326,400
山梨	27,211	320,600
長野	68,416	819,900
岐阜	63,804	775,900
静岡	114,970	1,560,000
愛知	223,585	3,499,800
三重	51,893	721,700
滋賀	37,887	563,500
京都	76,298	1,025,000
大阪	277,523	4,100,800
兵庫	143,111	2,012,200
奈良	30,820	394,200
和歌山	29,840	327,100
鳥取	17,737	206,900
島根	23,503	264,300
岡山	56,954	752,000
広島	88,571	1,172,800
山口	41,106	516,400
徳島	22,600	265,100
香川	31,809	385,000
愛媛	42,137	496,200
高知	22,423	241,400
福岡	158,783	2,096,400
佐賀	25,733	322,900
長崎	41,041	465,600
熊本	53,067	639,900
大分	35,874	422,600
宮崎	34,771	393,800
鹿児島	50,929	583,100
沖縄	43,670	521,200

特定最低賃金（改正）適用使用者数及び適用労働者数等

令和6年3月

	② 申 出 代 表 者		適用 使用者数	④ 申出産業の 労働者数	適用除外 労働者数	⑤ 申出産業の 基幹的労働 者数 (A)	⑥ 申出人が代 表する基幹 的労働者数 (B)	⑦ B / A (%)			
	②	③ 申 出 産 業									
		パルプ、紙製造業	17	2, 806	336	2, 470					
		E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く)				2, 590	1, 303	50. 3%			
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	400	11, 218	998	10, 220					
		E25, E26, E27 (E273～E276を除く)				10, 737	3, 324	31. 0%			
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	58	4, 965	685	4, 280					
		E28, E29 (E291・E292を除く), E30				3, 591	1, 622	45. 2%			
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	257	5, 777	444	5, 333					
		E310, E313				5, 530	2, 060	37. 3%			
		各種商品小売業	23	2, 985	304	2, 681					
		I56				2, 725	3, 175	116. 5%			

注 1 ④欄は、令和3年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。
2 ⑤欄は、当該産業の労働者に、令和4年度最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外労働者数を加味して算定した。
3 特定最低賃金の産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。
4 ⑤欄、⑥欄及び⑦欄の赤字は前年度の数値です。

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「、」（カンマ）への修正等の設定などとなっている。

2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店、総合スーパー**」の3種（改定の内容は次の表を参照）。このほか「、」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

＜旧産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名
09	095		食料品製造業
			糖類製造業
56	561	5611	各種商品小売業
			百貨店、総合スーパー
		569	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58	589	5891	飲食料品小売業
			コンビニエンスストア
60	603	6031	その他の小売業
			ドラッグストア
		609	ホームセンター



＜新産業分類＞

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09	095		食料品製造業	
			砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56	561	5611	各種商品小売業	
			百貨店	
	562	5621	総合スーパーマーケット	「百貨店、総合スーパー」を分割して新設
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
60	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
			その他の各種商品小売業	名称変更
569	5699			

3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正と取り扱い、適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取り扱うこと。**この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）

各種商品小売業最低賃金 改正申出書	百貨店、総合スーパー 最低賃金 改正申出書	糖類製造業最低賃金 改正申出書
----------------------	-----------------------------	--------------------

- ・ 現行の特定最低賃金の改正であることの確認
- ・ 適用対象業種の範囲に変更がないことの確認

申出要件を確認し、受付

申出書の件名（旧産業分類）で必要性審議の諮問

必要性の審議

必要性
有

必要性
有

必要性
無

申出書の件名（旧産業分類）で答申

申出書の件名（旧産業分類）で 金額審議の諮問

金額審議において改正金額について答申

- ・ 答申文（本体）の件名は諮問に揃える
- ・ 答申文（別紙）に新産業分類に基づく件名及び適用対象業種の範囲を記載

答申文のイメージ

<答申文（本体）>

●●労働局長	●●労働局長
●●地方最低賃金審議会長	●●地方最低賃金審議会長
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）	●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）
(以下、略)	(以下、略)

件名は諮問に揃える

<答申文（別紙）>

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

新産業分類に基づく
件名を記載

1 (略)

2 適用する使用者

前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者

4～6 (略)

(別紙)

●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

1 (略)

2 適用する使用者

前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者

4～6 (略)

新産業分類に基づく
適用対象業種の範囲を記載

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金の場合）

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。
 なお、その場合は法定発効ではなく、指定日発効となるよう公示文を作成すること。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)

春闘情勢について

- 1 令和6年春闘のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 春闘に関する総理の発言の要旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 政労使の意見交換に関する総理の発言の要旨・・・・・・・・ P 3
- 4 政労使の意見交換に関する使用者団体の発言の要旨・・・・ P 5
- 5 令和6年春闘に関する連合と経団連の方針の比較・・・・・・・・ P 7
- 6 連合と経団連との懇談会（2月1日）発言（要旨）・・・・・・ P 8
- 7 令和5年～令和6年 主要産業別労働組合の賃上げ要求水準の
比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 8 令和5年春闘 集計機関別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

2024年春闘のスケジュール（2023年春闘の実績を踏まえた見込み）

2023年

- ・ 11月9日
- ・ 11月15日
- ・ 12月1日

連合中央執行委員会（春闘闘争方針（案）確認）
政労使の意見交換
連合中央委員会（春闘闘争方針決定）

2024年

- ・ 1月16日
- ・ 1月22日
- ・ 2月1日
- ・ 1月～2月上旬
- ・ 1月～2月を中心に
- ・ 2月中旬～下旬
- ・ 3月13日
- ・ ～3月末頃
- ・ ～7月末頃

経団連「経営労働政策特別委員会報告」公表
政労使の意見交換
連合と経団連の懇談会（春闘のキックオフ）
主要産別中央委員会（産別の統一要求方針決定）
各都道府県において地方版政労使会議を開催
個別労組が方針を決定し、要求書を提出
自動車、電機などの大手労組への集中回答
大手企業回答
中小企業回答

春闘に関する総理の発言の要旨

＜令和5年12月21日 経済財政諮問会議＞

日本経済は、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲、高水準の株価など、経済の潮目が明らかに変わってきています。低物価・低賃金・低成長のコストカット型経済を脱却し、経済を新しいステージへと移行させるチャンスであり、このチャンスをつかむことが岸田政権の大きな役割です。物価高から国民生活を守り、物価上昇を上回る賃上げを必ず実現しなければなりません。

＜令和6年1月1日 令和6年頭所感＞

経済では、賃上げ、設備投資、株価などいずれも『30年ぶり』の高い水準となりました。バブル崩壊から30年がたちますが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたいと思います。

まずは足元の物価高から国民生活を守り、「物価上昇を上回る賃上げ」を必ず達成しなければなりません。経済界には、今年の春闘で「昨年を上回る賃上げ」をお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化します。

＜令和6年1月30日 第213回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説＞

昨年は、30年ぶりの高い賃上げ水準となり、最低賃金も過去最大の上げ幅となりました。この流れを今年につなげ、国民の皆さんに実感いただくため、政府による「公的賃上げ」も行います。

全就業者の14%を占める医療や福祉分野の幅広い現場で働く方々に対して、物価高に負けない「賃上げ」を確実に実現してまいります。

(中略)

そして、本丸は、物価高を上回る所得の実現です。あらゆる手を尽くし、今年、物価高を上回る所得を実現していきま
す、実現しなければなりません。

政労使の意見交換において、昨年を上回る賃上げを強く呼びかけ、春季労使交渉ではそれに呼応する動きが広がって
います。政府としてもこのモメンタムを保っていくべく全力を挙げます。

政労使の意見交換に関する総理の発言の要旨

2023年の春闘の集中回答日にあたり、政労使の意見交換が令和5年3月15日に行われた。
2024年の春闘に先立ち、すでに令和5年11月15日、令和6年1月22日に政労使の意見交換が実施され、岸田内閣総理大臣から、昨年の水準を上回る賃上げの要請を行った。

(議事内容)

3月15日：「2023年春季労使交渉の集中回答日にあたり、労使の皆さんと意見交換を行う」

11月15日：「2024年春季労使交渉に向けて、労使の皆さんと意見交換を行う」

1月22日：「2023年11月15日に開催した政労使の意見交換を受けて、中小企業の労務費の転嫁対策の徹底状況などをフォローアップし、2024年春季労使交渉の開始に先立って、意見交換を行う」

＜令和5年11月15日 政労使の意見交換＞

本年の賃上げは30年ぶりの高水準、国内投資も過去最高、株価も30年ぶりの高水準です。デフレ完全脱却の千載一遇のチャンスが巡ってきています。

このチャンスをつかみ取り、デフレ完全脱却を実現する。そのために、足下の物価動向を踏まえ、来年の春闘に向け、今年を上回る水準の賃上げの御協力をお願いいたします。

＜令和5年11月18日 参・予算委 国民民主党 浜口議員に対する答弁＞

まず賃上げ、再三申し上げておりますように、岸田政権にとりまして、最重要課題です。なおかつ今、30年ぶりの賃上げ水準、30年ぶりの株価、また民間における100兆円を超える投資と、経済の明るい兆しが出てきた時であるからして、このチャンスを逃してはならないという考えのもとに、ご指摘の政労使意見交換の場を設けました。

その場において、私の方から関係者に対して、来年は今年以上の賃上げを実現したいということで協力をお願いいたしました。

その際に、これお願いするだけではなくして、政府としまして、賃上げ促進税制の導入、或いは価格転嫁対策の強化、さらには、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力、投資の促進、さらには、可処分所得を押し上げるために、所得税、住民税減税、こうした政策をしっかりと用意することについても説明をさせていただきます。

官民協力をして、来年に向けて、賃上げを盛り上げていくという思いを共有する場として、政労使の意見交換の場、大変意義ある場であったと感じています。

この賃上げを実現することによって、消費を腰折れさせることなく、成長を、この循環を実現する、30年ぶりに経済の成長循環を実現するということを申し上げているわけですので、これからも、この労使の皆様方とも意思疎通を図りながら、政府として、賃上げのこの成長の好循環実現のために、来年の賃上げに向けて努力をしていきたいと考えています。

政労使の意見交換に関する総理の発言の要旨 2

<令和6年1月22日 政労使の意見交換>

本日は、春季労使交渉の開始に先立って、労使の代表の皆さんと意見交換の場を持ちました。

我が国経済は、30年余り続いたコストカット型経済から、所得増と成長の好循環による新たな経済へ移行するチャンスを迎えています。

このチャンスをつかみ取るためには、我が国経済に、物価上昇を上回る構造的な賃上げを實現しなければなりません。

こうした民の努力を官としても強力に後押しするため、所得減税など政策を総動員してまいります。

第1に、本日御参加の経済界の皆さんには、今年の春季労使交渉について、物価動向を重視し、昨年を上回る水準の賃上げをお願いいたします。

この夏には、賃上げと所得減税を組み合わせること、可処分所得の伸びが物価上昇を上回る状態を官民で確実に作り上げます。

第2に、中小企業・小規模企業における賃上げです。

我が国全体で賃金を引き上げていくためには、全従業員数の7割が働く中小企業・小規模企業における賃金引上げが不可欠です。

そのためには、労務費の価格転嫁を通じて、賃上げの原資を確保することが鍵になります。

政府としては、賃上げ税制の拡充や、カタログから商品を選ぶように簡単に補助を受けられる省力化投資補助金などの賃上げ促進策を実行に移すとともに、労務費の価格転嫁対策に全力で取り組みます。

昨年末に決定した、労務費の転嫁のための価格交渉に関する指針に定めた12の行動指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請するとともに、独占禁止法等に基づく厳正な対応を行います。

適切な価格転嫁を、我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着させます。

このため、合計1,873の業界団体に対し、指針の徹底と取組状況のフォローアップを要請しました。

さらに、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な22業種については、各団体に対し、自主行動計画の策定や、転嫁状況の調査・改善を要請いたします。

フォローアップのため、村井官房副長官をヘッドとして関係省庁連絡会議を設置いたします。実行あるのみです。

第3に、医療・福祉・障害福祉分野などの公的価格の引上げです。官としても公的賃上げが確実に現場に行き渡るような仕組みを実行してまいります。

第4に、非ホワイトカトラー職の賃金の引上げです。

非ホワイトカトラー職全般について、広く業界団体の協力を得て、スキルの評価制度を作り、賃金上昇が図られる仕組みを作り上げます。

さらに、本日のような政労使の議論が地方にも波及していくよう、厚生労働大臣は、経済産業大臣や公正取引委員会委員長と協力しながら、地方版政労使会議の開催を一層積極的に進めてください。

日本経済がデフレに後戻りするか、デフレ完全脱却の道に向かうかの、正念場です。

脱デフレのチャンスをつかみ取るため、労使の皆様の御協力をお願いいたします。

政労使の意見交換に関する使用者団体の発言の要旨

1月22日の政労使の意見交換においては、使用者団体から価格転嫁対策等の必要性について、発言があった。政府としては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定し、周知に取り組んでいる。

＜令和6年1月22日 政労使の意見交換における日本商工会議所 小林会頭提出資料より抜粋＞
昨年、わが国経済は3年半にも及ぶコロナ禍を克服し、活動正常化に伴い、設備投資意欲が顕在化し、中小企業も3%という約30年ぶりの高い賃上げを実現する等、構造的な賃上げや投資拡大による経済好循環を実現していく局面を迎えた。実行主体は民間であり、これを支えるのが経済界の役割である。経済好循環の実現の鍵は、全従業員数の約7割を雇用する中小企業が深刻な人手不足や円安等に伴うコスト増などに打ち克てるよう、自己変革による付加価値拡大への挑戦とあわせて、円滑な価格転嫁を通じて、持続的な賃上げ原資を確保できるかどうか、にかかっている。しかし、政府及び当所調査では、価格交渉は一定程度進展しているものの、転嫁は十分に進んでいないのが実情である。これを受け、公正取引委員会等は昨年11月、特に困難な労務費の転嫁指針を公表し、環境整備を進めている。経済界として、本年の春闘における賃上げと労務費を含む価格転嫁の推進を進めていくためにも、さらに一段の取引適正化への取組みの推進が不可欠であることから、当所から改めて協力を呼びかけ、今回の共同要請に至った。サプライチェーン上位の大企業、中堅企業を中心に、各地商工会議所の役員や議員企業に趣旨の徹底と、未宣言企業には宣言への参画を呼び掛けたい。経営者自らが先頭に立ち、大企業等の発注者は、社会的使命として受注者である中小企業等の要請に真摯に向き合うとともに、中小企業等の受注者は、臆することなく価格交渉を申し入れ、価格転嫁の商習慣化を目指してまいりたい。

＜令和6年1月22日 政労使の意見交換における経団連 十倉会長提出資料より抜粋＞

○中小企業における「構造的な賃金引き上げ」

・賃金引上げの機運醸成には、中小企業における「構造的な賃金引上げ」が重要

・中小企業自身の取組みによる生産性の改善・向上に加え、労務費の増加分を含めた適正な価格転嫁・価格アップによる賃金引上げ原資の継続的な確保が不可欠

・「パートナーシップ構築宣言」への参画を全会員企業に求めるとともに、「2024年版 経労委報告」の周知活動などを通じて、全国の企業経営者に対しても促していく

・すでに参画している企業には、実効性の確保・向上を図るべく、経営層から担当社員に至るまで、社内での周知徹底を呼びかける

・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえ、発注者と受注者双方の企業に、労務費を適切に転嫁するための価格交渉を進める行動を求める

・意見交換の場の設置など中小企業団体との連携を推進

・望ましい取引慣行の実行という同宣言の趣旨を、社会的な規範とする必要。その一環として、「企業行動憲章」の改定も検討予定

政労使の意見交換に関する使用者団体の発言の要旨 2

＜全国中小企業団体中央会 森会長発言 内閣官房HP掲載資料より抜粋＞

中小企業が継続的な賃上げを実現するためには、十分な価格転嫁に加えて生産性向上とマイルドな物価上昇が肝要であります。賃上げをコストではなく、人への投資と捉えるのであれば、生産性を向上させ、投資に見合う収益を上げて、賃上げ原資を生み出すことが必要となります。このため、ものづくり補助金をはじめ、賃上げ税制、省力化投資補助金などの支援策継続を要望いたします。

また、大幅な物価上昇下では、中小企業は物価を上回る賃上げを実現することが困難であります。政府から2%程度の物価上昇が続くようなメッセージと政策を打ち出していただけ、消費者と中小企業の物価に対する予見性を高めていただくことが肝要と考えます。それにより、持続可能な賃上げが進み、従業員への配分が増えることとなり、経済全体の好循環が実現できると思っております。

中小企業が有益な人材を確保し、成長を図っていくためには、自社が可能とする最大限の賃上げが必要です。私も中央会といたしましては、人的投資を進めていくよう、全国の中小企業に呼びかけていきます。

＜全国商工会連合会 森会長発言 内閣官房HP掲載資料より抜粋＞

中小企業景況調査では、引き続き、エネルギー・原材料価格が高水準で推移したことにより、業況判断DIは2期連続して低下しており、経営は厳しさを増しております。

実質賃金がマイナスの中、中小企業・小規模事業者も賃上げを積極的に検討するべきであることは十分理解しております。実際、令和5年度は約7割の企業が賃上げを実施し、4%超の賃上げを実施している企業も20%を超えております。

一方、売上げ2000万円以下の企業では、賃上げの実施が4割台にとどまるなど、コストの上昇や価格転嫁が厳しい状況にあることも御理解いただきたいと思います。

賃上げをしない理由としてコスト増を挙げる企業が多いため、政府におかれでは日銀とも緊密に連携していただき、物価上昇を適度に抑制するような対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、価格転嫁が進んでいる企業の割合は、我々の調査では二、三割にとどまっておりますので、賃上げの原資が生まれるよう、引き続き価格転嫁対策を強力に推し進めていただきたいと思います。

連合と経団連の春闘方針

連合 2024春季生活闘争方針 (令和6年)		経団連 経営労働政策特別委員会報告2024年版 (令和6年)
春闘・春季労使交渉方針（抜粋）	【賃上げについての考え方】 ○ 国際的に見劣りする日本の賃金水準を中期的に引上げていく必要がある。90年代後半以降、わが国の実質賃金が上がっていない一方、主要国は年1～2%ずつ上昇し、その結果、賃金水準の相対的位置が低下し、さらに拡大している可能性がある。わが国全体の生産性は、実質で1%弱伸びており、生産性の中期トレンドを考慮した賃上げを継続的に行い、賃金水準の回復をはかり、昨年を上回る取り組み強化が必要である。 【月例賃金の引上げについて】 ○ 経済社会のステージ転換を着実に進めるべく、すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上の賃上げを目安とする。 【中小の賃上げ要求について】 ○ 賃金カーブ維持相当分（1年・1歳間差）を確保した上で、自組合の賃金と社会横断的水準を確保するための指標を比較し、その水準の到達に必要な額を加えた総額で賃金引上げを求める。また、獲得した賃金改善原資の各賃金項目への配分等にも積極的に関与する。 賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、格差是正分を含め、15,000円以上を目安とする。 (令和5年12月1日中央委員会決定「2024春季生活闘争方針」)	【賃金引上げの基本方針】 ○ 今年の春季労使交渉・協議は、短期的な「コストプッシュ型」による高い物価上昇局面で行われることから、（中略）検討の際、特に物価動向を重視し、自社に適した対応について企業労使で真摯な議論を重ねて結論を得る必要がある。物価動向との比較検討にあたっては、企業全体の賃金増加分（賃金総額の上昇率）だけではなく、働き手個人における実際の賃金引上げ状況を表している「賃金引上げ率（制度昇給＋ベースアップ）」を用いるなど、多面的な見方も必要である。 【月例賃金の引上げについて】 ○ 月例賃金（基本給）の引上げにあたっては、物価上昇が続いていることに鑑みれば、制度昇給（定期昇給、賃金体系・カーブ維持分の昇給）に加え、ベースアップ実施を有力な選択肢として検討することが望まれる。 【中小の賃上げの取り組みについて（※）】 （※）2024年版は月例賃金の引上げの項目から別個の記載 ○ 中小企業自身が政府等による各種施策を有効に活用しながら自律的・自発的に生産性の改善・向上に取り組みむ必要がある。 その上で、中小企業が提供する製品・サービスが市場で適正に評価され、付加価値に見合った対価が得られるよう、サプライチェーン全体を通じ、適正な価格転嫁は当然との認識を社会で共有すべきである。その際、原材料費やエネルギー価格だけでなく、運送費に加え、労務費・人件費の増加分を「人への投資」として価格転嫁することが重要である。 (令和6年1月16日公表「経営労働政策特別委員会報告」)

連合と経団連との懇談会（2月1日）発言（要旨）

○ 芳野連合会長

昨年は30年ぶりの高水準での賃上げが実現したものの、物価高が継続し、実質賃金はマイナスで推移。組合員からも、買い控え、光熱費抑制などの声が寄せられている。一方で、株価はバブル崩壊以降の最高値を記録しているが、指標としての株価と生活実感の乖離が実際ではないか。

こうした中、連合は「賃金も物価も経済も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる」ため、2024年春季生活闘争をその正念場と位置付け取り組みを行っている。

カギは大企業から中小・小規模事業者までのすべての段階で、労働者が賃上げの効果を実感すること。その実現のためには「労務費を含む価格転嫁」が確実に行われ、取引先の各企業において賃上げ原資を確保することにあると確信。

大手企業は自ら進んで価格転嫁に努力し、中小・小規模事業者は遠慮せずに価格交渉を持ち掛け、そして政府はその環境整備に全力を注いでほしい。

「価格転嫁、価格交渉、環境整備」が2024年春季生活闘争の要。（経団連）会員各企業がこの流れに先鞭をつけていただくようお願いしたい。

上記の方向性に関しては、十倉会長とも認識を共有している。

○ 十倉経団連会長

経団連では、各企業に対し、「賃金決定の大原則」に則った検討の際、特に物価動向を重視し、ベースアップを念頭に置きながら、自社に適した方法で、できる限りの賃金引上げの検討・実施を呼びかけるなど、昨年以上の賃金引上げに果敢に取り組む。

特に今年は、賃金引上げのモメンタムを、中小企業の構造的な賃金引上げへと着実に波及させることが重要。そのためには、価格転嫁や価格アップに対するネガティブな意識を、社会全体で変えていく必要がある。その一環として、経団連は、全会員企業に「パートナーシップ構築宣言」への参画を求めるとともに、実効性の一層の確保も呼びかけていく。そして、この宣言の趣旨をソーシャルノルム、社会的な規範として広く浸透させていきたい。

かねてから申し上げているように、我々は「春闘」ではなく、経営のパートナーである労働組合の皆様と春に行う「労使交渉・労使協議」と位置付けている。あえて「闘う」という言葉を使うのであれば、根強いデフレマインドや、価格転嫁がなかなか進まない社会の風潮・商慣習を改めるために、労使で共に闘う「共闘」だと思う。そうした関係を、経団連では、未来を協力して創り上げる、「協創」する労使関係と表現している。

R5-R6 主要産業別労働組合の賃上げ要求水準の比較①

2/7現在

組織名		要求方針 決定時期		要求方針		
				賃上げ（ベア）分		定昇相当分込み
				額	率	額
連合	芳野友子 会長 (JAM・JUKI労組)	R 5	12/1	-	3 % 程度	-
	清水秀行 (日教組)	R 6	12/1	-	3% 以上	5 % 程度
金属労協	金子晃浩 議長 (自動車総連)	R 5	12/7	6,000円 以上	-	-
	梅田利也 事務局長 (電機連合)	R 6	12/6	10,000円 以上	-	-
U A ゼンセン	松浦昭彦 会長 (帝人労組 出身)	R 5	1/18	-	4 % 程度	6 % 程度
	古川大 書記長 (大阪ガス労組 出身)	R 6	1/23	-	4 % 基準	6 % 基準
自動車総連	金子晃浩 会長 (全トヨタ労連 出身)	R 5	1/12	各単組の目指すべき水準に向けて要求		
	並木泰宗 事務局長 (日産労連 出身)	R 6	1/11	各単組の目指すべき水準に向けて要求		
電機連合	神保政史 委員長 (三菱電機労組 出身)	R 5	1/26	7,000円 以上	-	-
	中澤清孝 書記長 (日立製作所労組 出身)	R 6	1/25	13,000円 以上	-	-
J A M	安河内賢弘 会長 (井関農機労組 出身)	R 5	1/17	9,000円 基準	-	13,500円 以上
	中井寛哉 書記長 (プロパー)	R 6	1/19	12,000円 基準	-	16,500円 以上
基幹労連	津村正男 委員長 (三菱重工労組 出身)	R 5	2/8	3,500円 以上	-	-
	石橋学 事務局長 (日本製鉄労組 出身)	R 6	2/7	12,000円以上	-	-
J P 労組	石川幸徳 委員長 (J P 労組東海地本 出身)	R 5	2/9	9,000円	-	5 %水準
	安達正美 書記長 (J P 労組東京地本 出身)	R 6	2/15			
電力総連	壬生守也 会長 (関西電力労組 出身)	R 5	1/27	3,000円 以上	-	-
	片山修 事務局長 (東京電力労組 出身)	R 6	1/25	3% 以上	-	-

R5-R6 主要産業別労働組合の賃上げ要求水準の比較②

2/7現在

組織名		要求方針 決定時期		要求方針		
				賃上げ（ベア）分		定昇相当分込み
				額	率	額
情報労連	安藤京一 委員長 (NTT労組 出身)	R 5	1/31	-	3 % 程度	-
	水野和人 書記長 (NTT労組 出身)	R 6	1/30	-	3 % 以上	-
運輸労連	成田幸隆 委員長 (全日通労組 出身)	R 5	1/26	-	4 %	13,700円 中心
	杉山豊隆 書記長 (ヤマト運輸労組 出身)	R 6	1/24	-	4.5%	15,000円 中心
私鉄総連	木村敬一 委員長 (南海電鉄労組 出身)	R 5	2/2	9,900円	-	-
	福田英樹 書記長 (東京メトロ労組 出身)	R 6	2/1	14,600円	-	-
J E C連合	堀谷俊志 会長 (三菱ケミカル労組 出身)	R 5	1/12	-	3 % 程度	-
	寺田正人 事務局長 (関西ペイント労組出身)	R 6	1/11	-	4 %	-
フード連合	伊藤俊行 会長 (清酒産業労働組合連合会出身)	R 5	1/30	9,000円 程度	3 % 程度	14,000円
	千葉淳一 事務局長 (雪印メグミルク労組 出身)	R 6	1/29	10,000円 以上	-	15,000円 以上
J R 連合	荻山市朗 会長 (J R 西労組 出身)	R 5	2/2	-	3 % 程度	-
	政所大祐 事務局長 (J R 東海ユニオン 出身)	R 6	2/1	10,000円 目安	-	16,000円 以上
航空連合	内藤 晃 会長 (ANA労組 出身)	R 5	1/25	6,000円 以上	-	-
	長谷川樹 事務局長 (日本航空労組 出身)	R 6	1/24	10,000円 以上	-	-
サービス連合	櫻田あすか 会長 (帝国ホテル労組 出身)	R 5	1/20	-	1.0% 以上	-
	石川聡一郎 事務局長 (JTBグループ労連 出身)	R 6	1/18	-	3%	-

令和5年春闘 集計機関別表

	厚生労働省	連 合	経 団 連
月例賃金	8月4日公表	7月5日公表	8月4日公表
	364社	5,272組合	136社
	11,245円 (6,898円)	10,560円 (6,004円)	13,362円 (7,562円)
	3.60% (2.20%)	3.58% (2.07%)	3.99% (2.27%)
一 時 金	夏 季 351社	夏 季 2,009組合	夏 季 161社
	9月8日公表	7月5日公表	8月9日公表
	845,557円 (832,340円)	717,421円 (708,319円)	903,397円 (899,163円)
	1.59% (7.59%)	1.29% (7.28%)	0.47% (8.77%)
	年 末 331社	年 末 2,097組合	年 末 163社
	令和6年1月12日公表	12月8日公表	12月26日公表
	849,545円 (842,978円)	738,017円 (691,912円)	906,413円 (894,179円)
	0.78% (7.77%)	6.66% (6.62%)	1.37% (8.92%)

() 内の数字は、前年同期の数字。

※ 厚生労働省の集計対象は、「資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業」としている。

※ 連合の集計対象は、「集計可能な連合加盟の組合」としている。

※ 経団連の集計対象は、「原則として、従業員500人以上」としている。

2024 年 2 月 13 日

日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、持ち直している。

すなわち、個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。住宅投資は、弱い動きとなっている。設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、高水準で推移している。こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準で推移している。

輸出は、一部に弱い動きがみられる。

設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、緩やかに回復している。

業態・品目別の需要動向

大 型 小 売 店 販 売 (百貨店、スーパー、ドラッグストア等)	持ち直している。
コンビニエンスストア販売	増勢が鈍化している。
家 電 販 売	弱めの動きとなっている。
乗 用 車 販 売	持ち直している。
宿泊・観光施設の入込み	回復している。

住宅投資は、弱い動きとなっている。

(2) 生産

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

業種別の生産動向

織	維	弱含んでいる。
紙	・ パ ル プ	減少している。
化	学	弱い動きとなっている。
プラスチック製品		低調に推移している。
非 鉄 金 属		堅調に推移している。
食 料 品		一部に弱い動きがみられる。
はん用・生産用機械		高水準となっている。
電 気 機 械		低調に推移している。
輸送機械（造船）		持ち直しの動きがみられる。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、前年を上回って推移している。

(6) 金融情勢

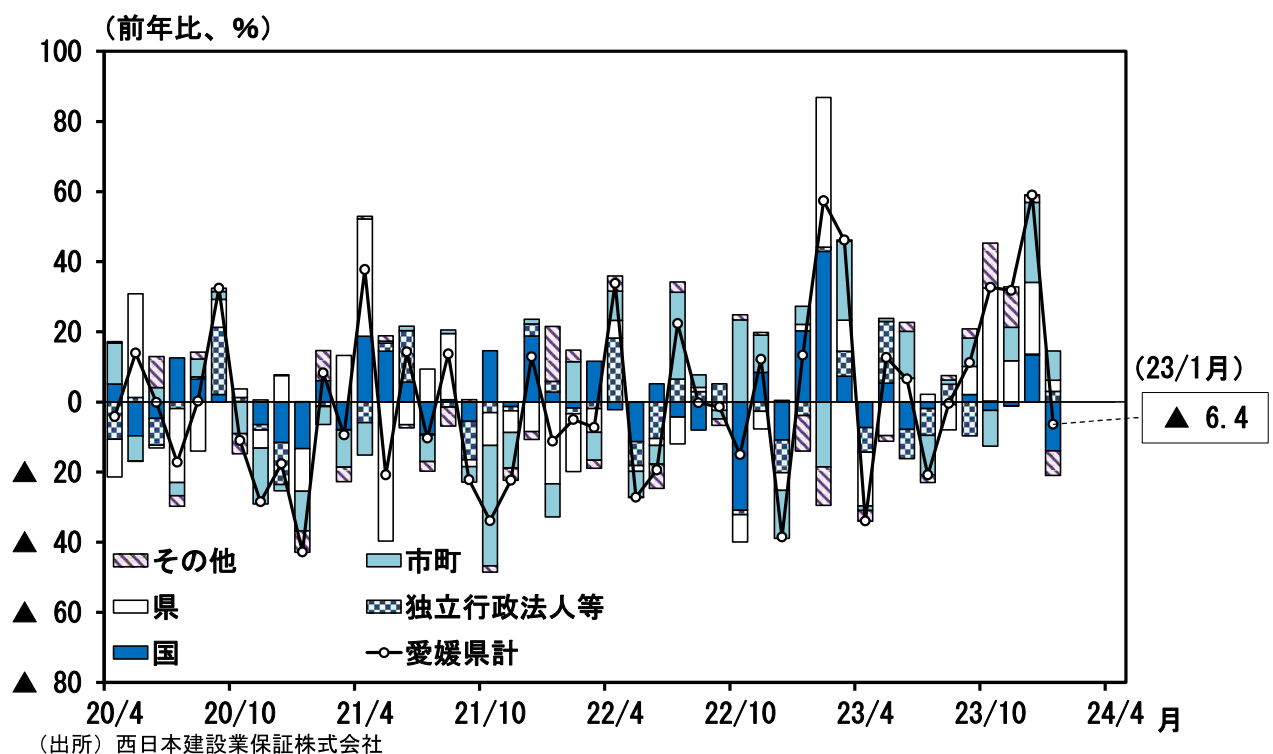
実質預金、貸出金とも前年を上回っている。

以 上

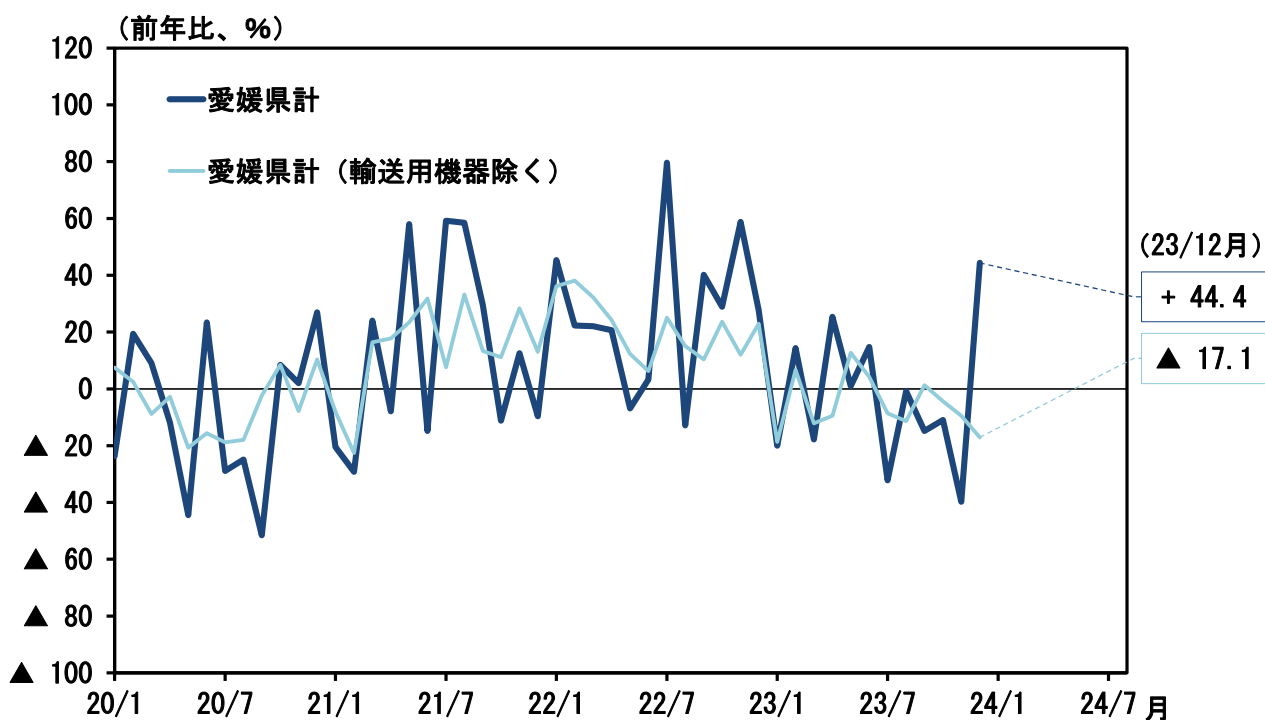
愛媛県金融経済概況

参考図表

▽公共工事請負額



▽輸出額



(出所) 財務省

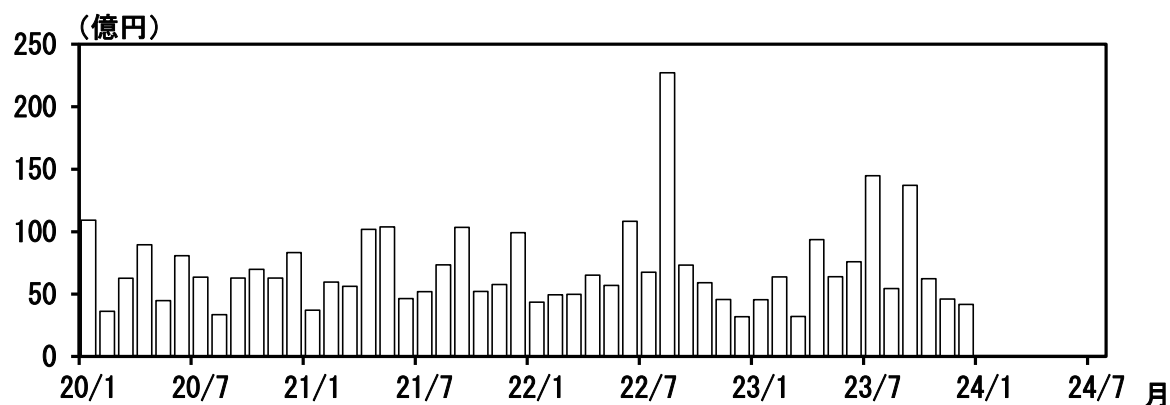
▽設備投資

愛媛県短観(設備投資額<含む土地投資額>)

(前年度比、%)

全規模		21年度	22年度	23年度
	全産業	▲23.9	▲13.8	+ 3.4
	製造業	▲13.0	▲22.6	+ 7.3
	非製造業	▲45.3	+13.6	▲ 4.7

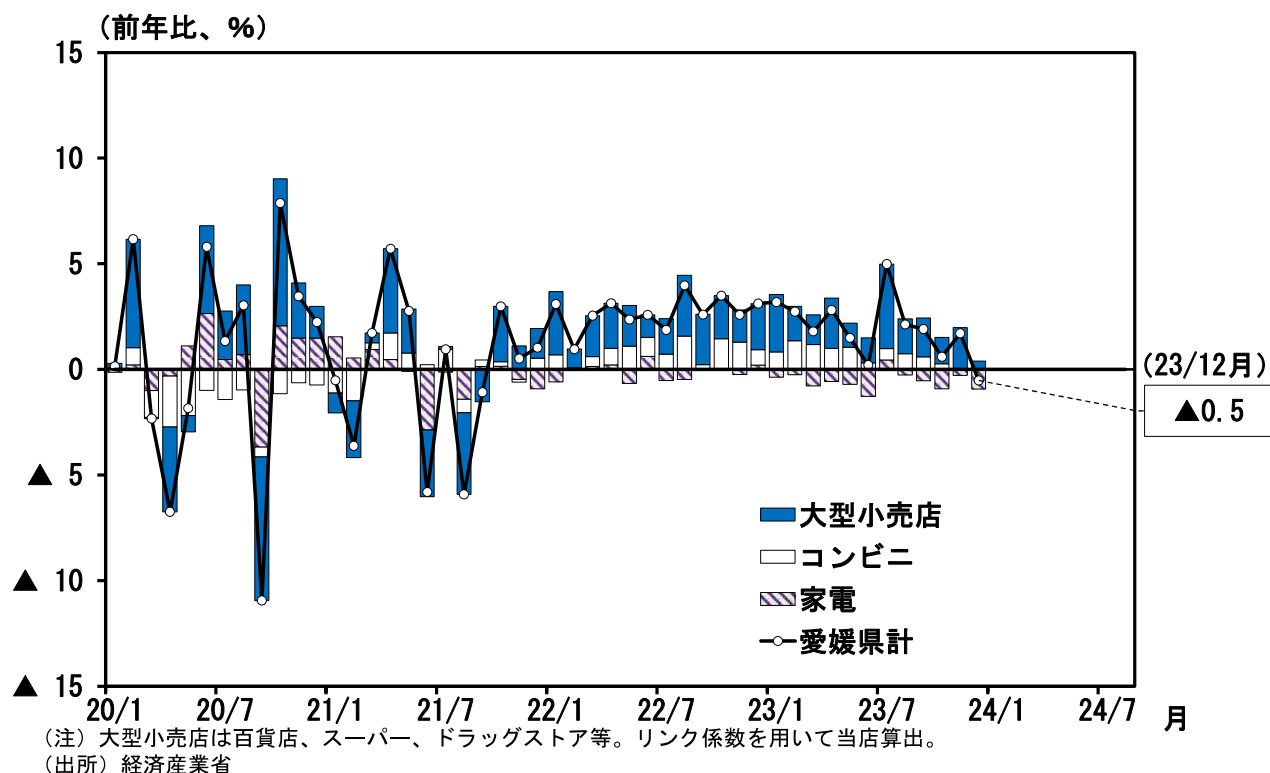
建築着工統計(工事費予定額<非居住用>)



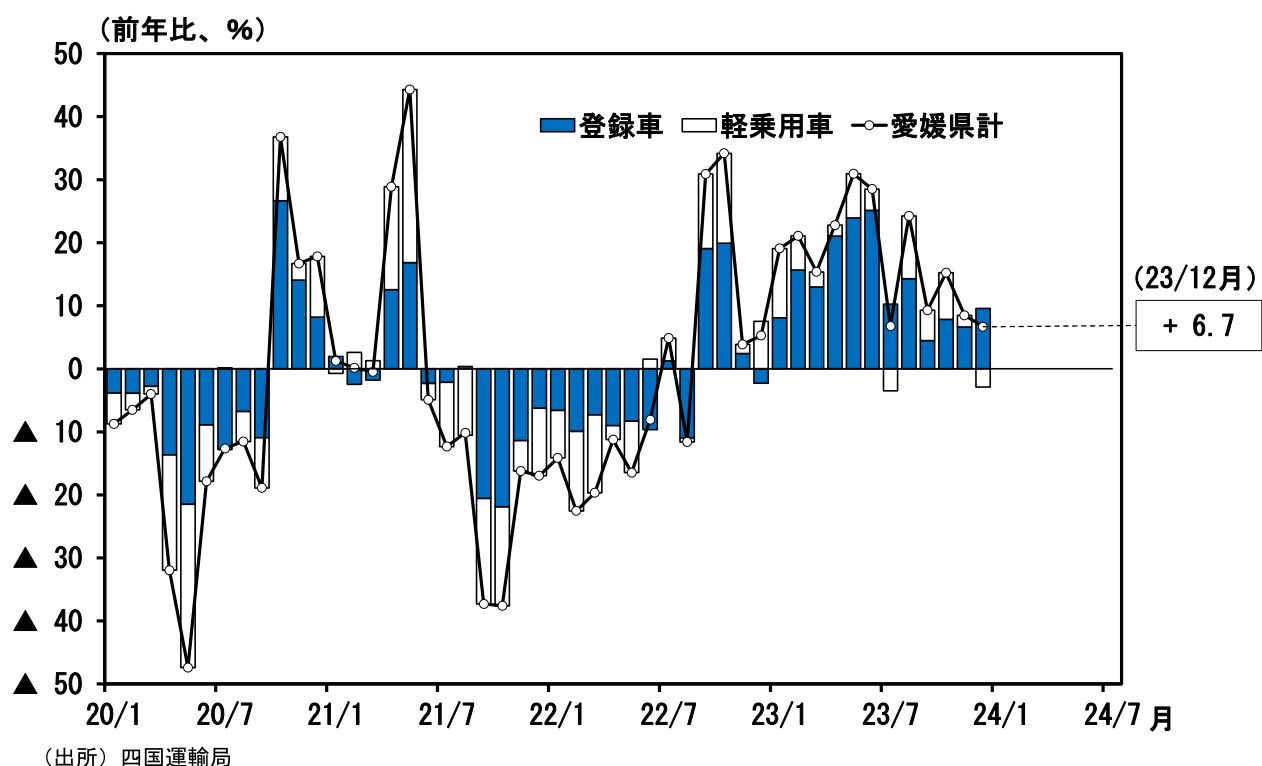
(注) 愛媛県短観の21～22年度は実績値。23年度は23/12月時点の計画値。

(出所) 日本銀行松山支店、国土交通省

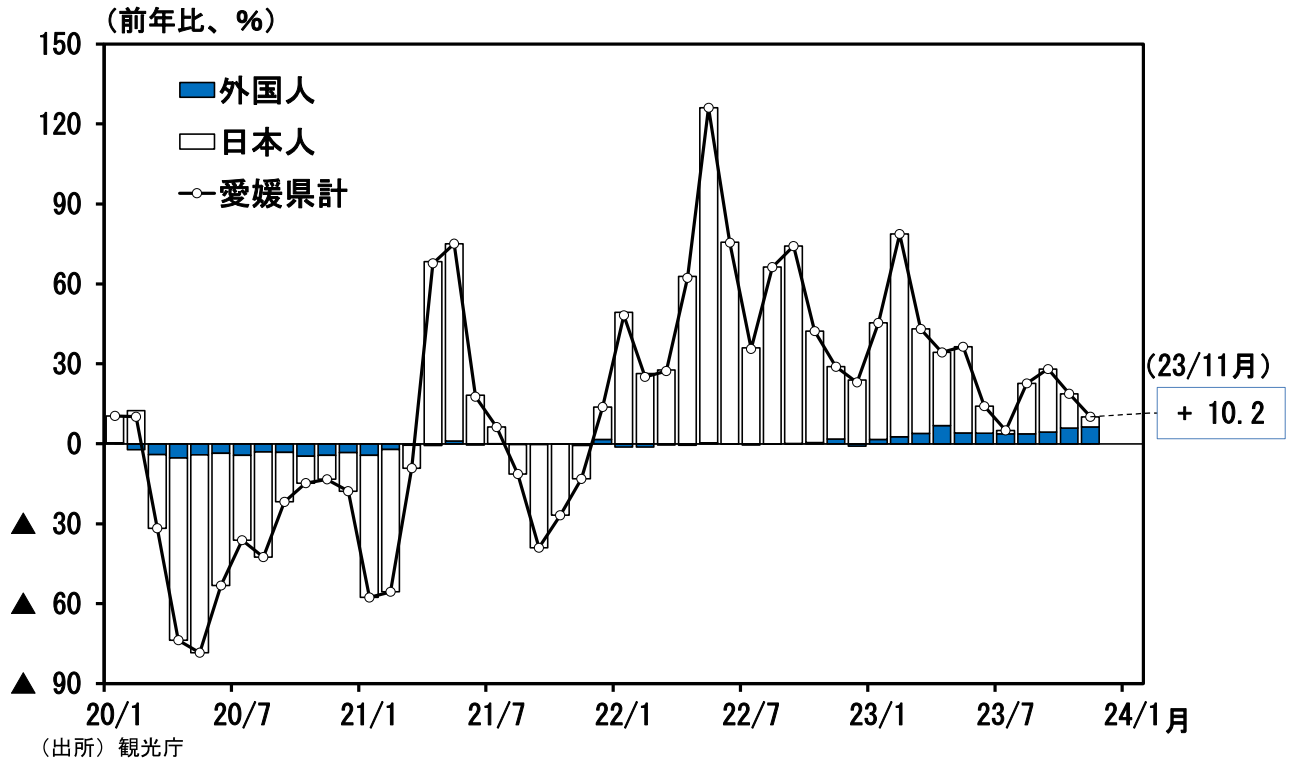
▽大型小売店等の販売額



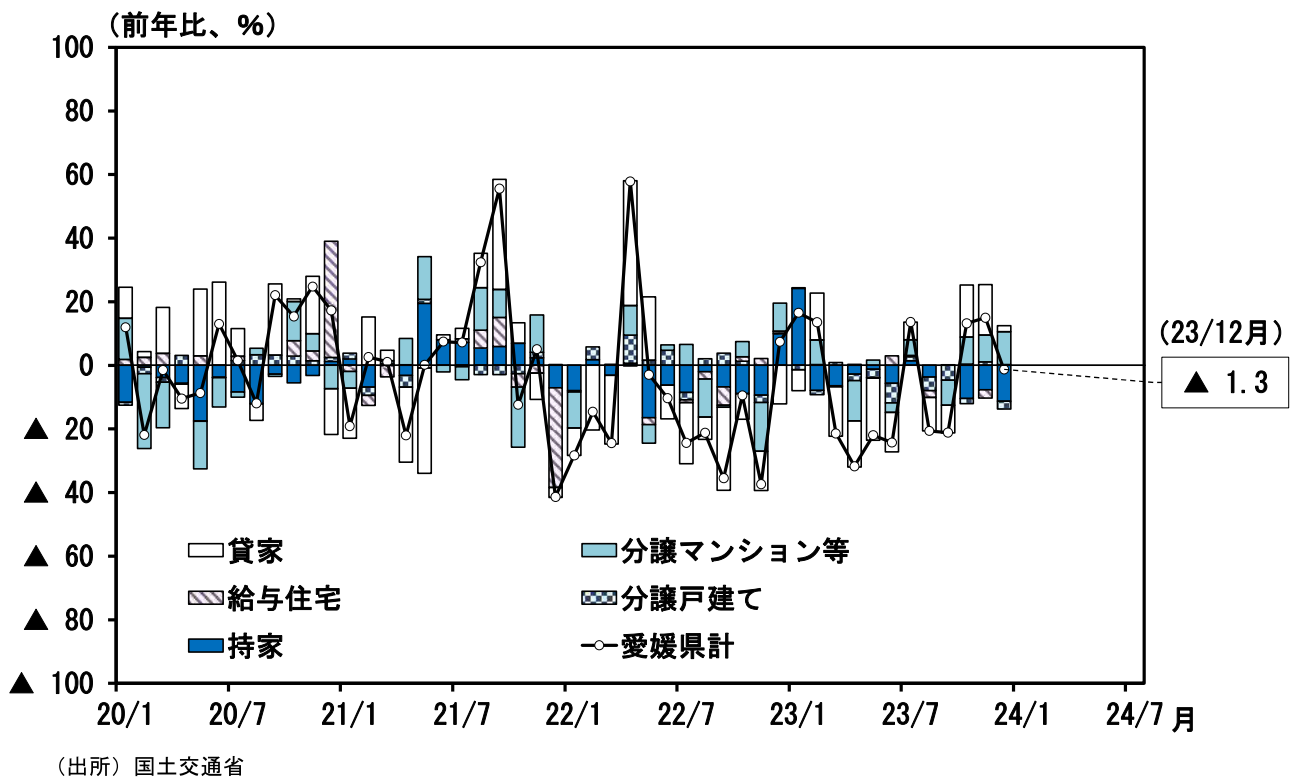
▽新車登録・届出台数



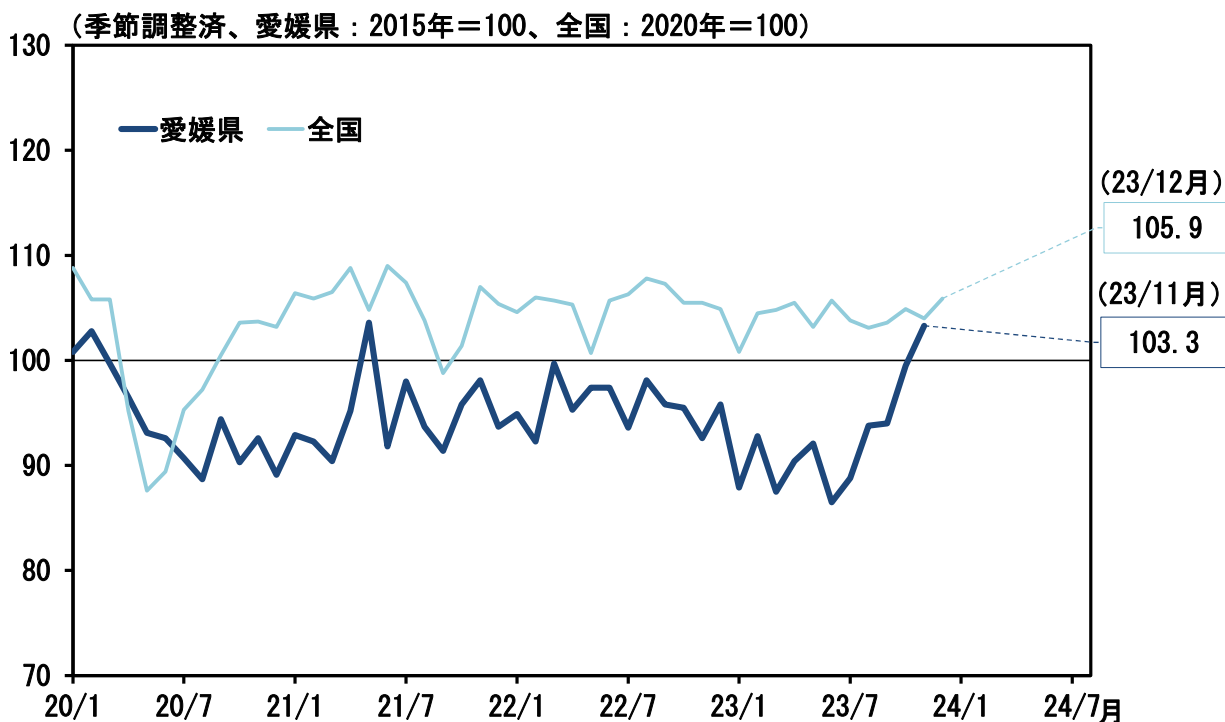
▽延べ宿泊者数



▽新設住宅着工戸数

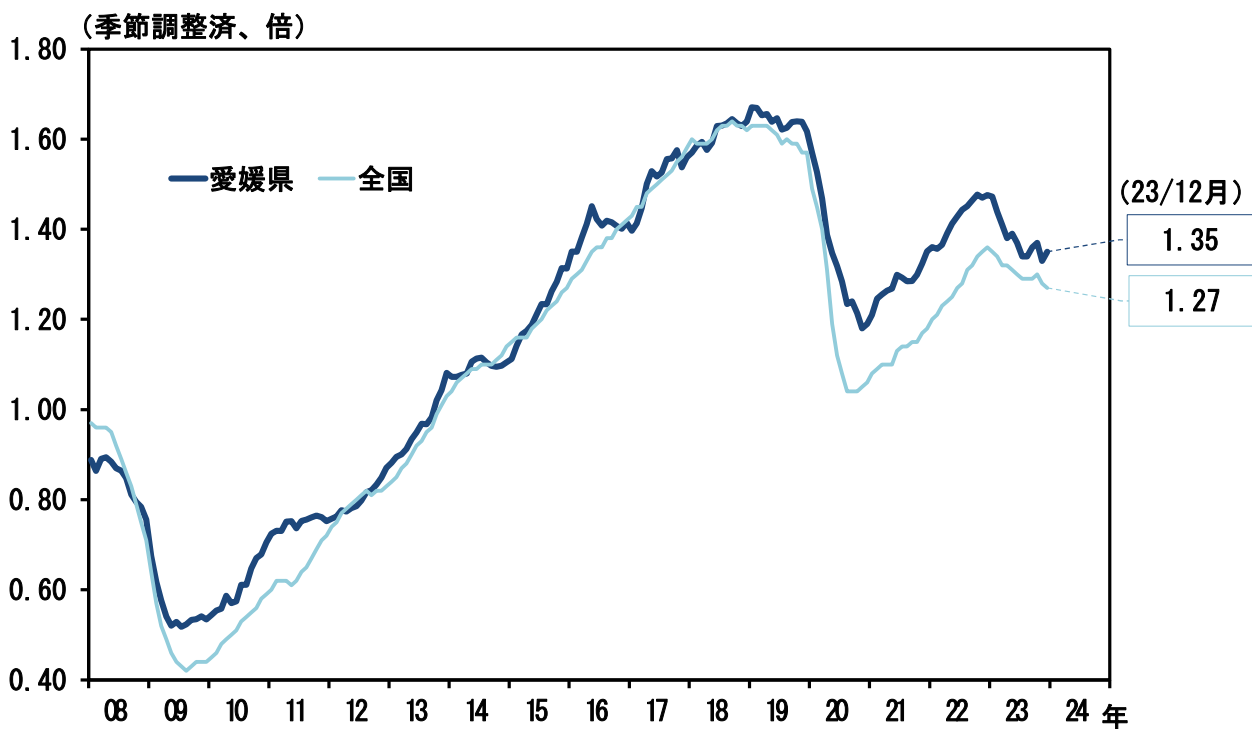


▽鉱工業生産指数



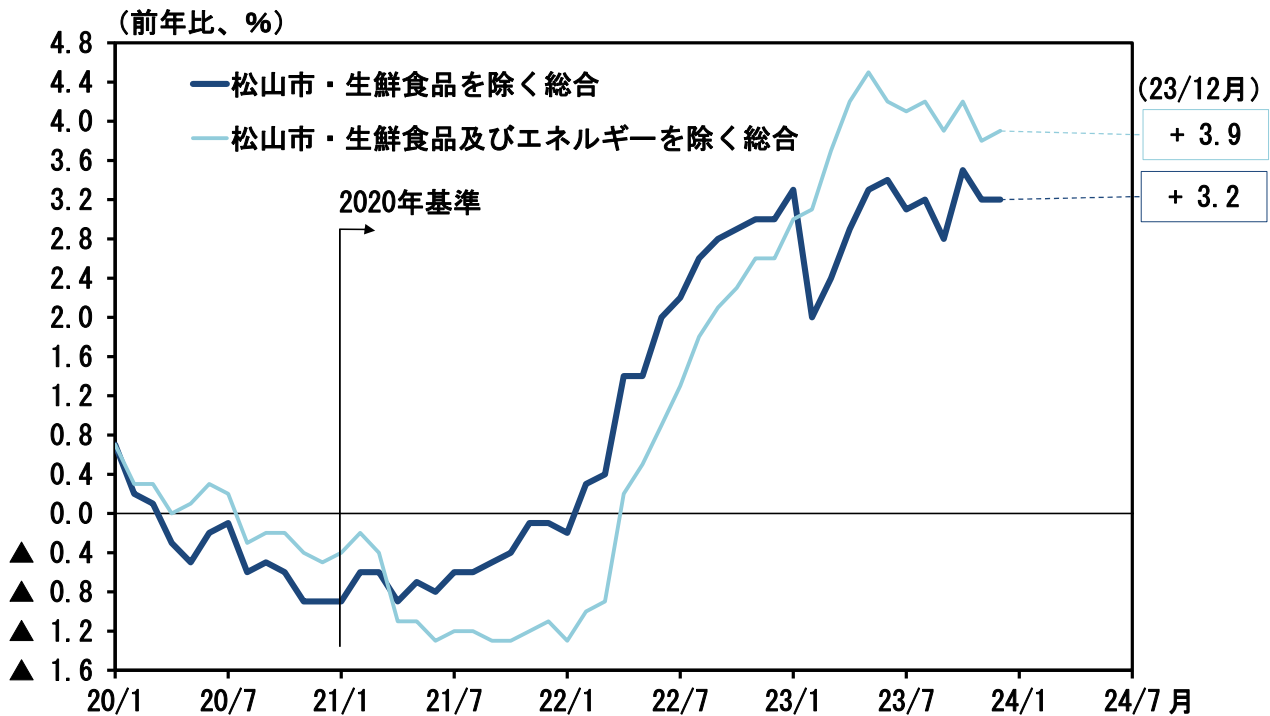
(出所) 愛媛県、経済産業省

▽有効求人倍率



(出所) 愛媛労働局、厚生労働省

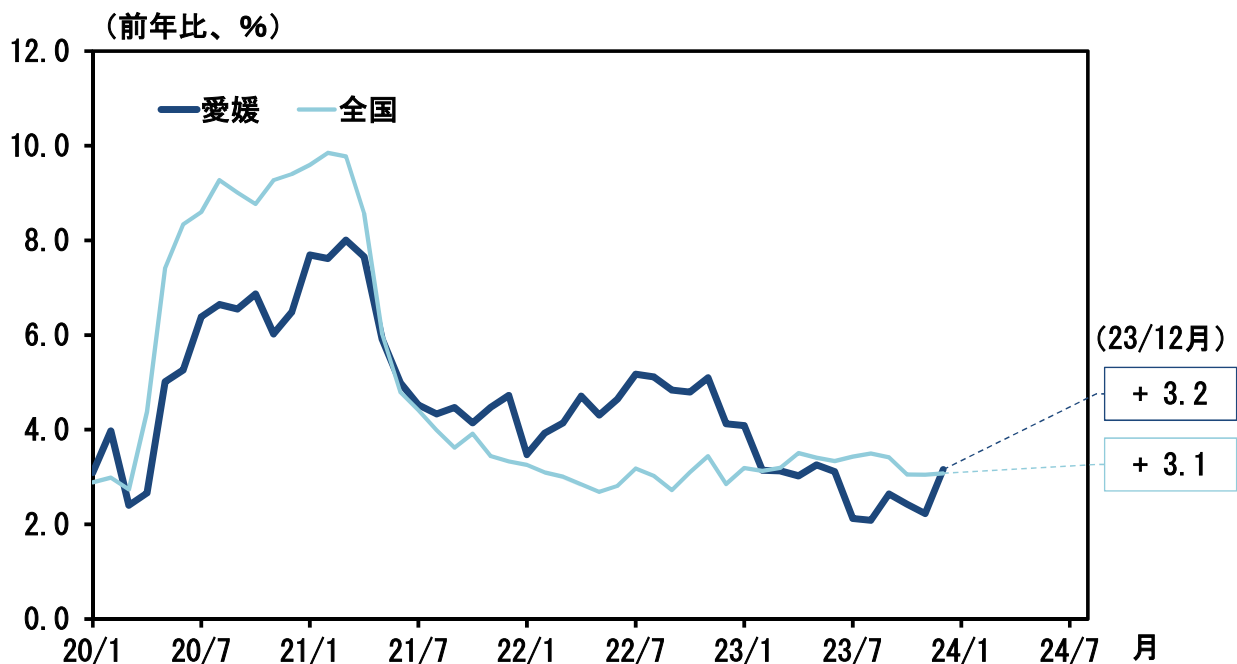
▽消費者物価指数



(注) 20年は2015年基準、21年以降は2020年基準。

(出所) 総務省

▽実質預金(月末残高)



(注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。

2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。

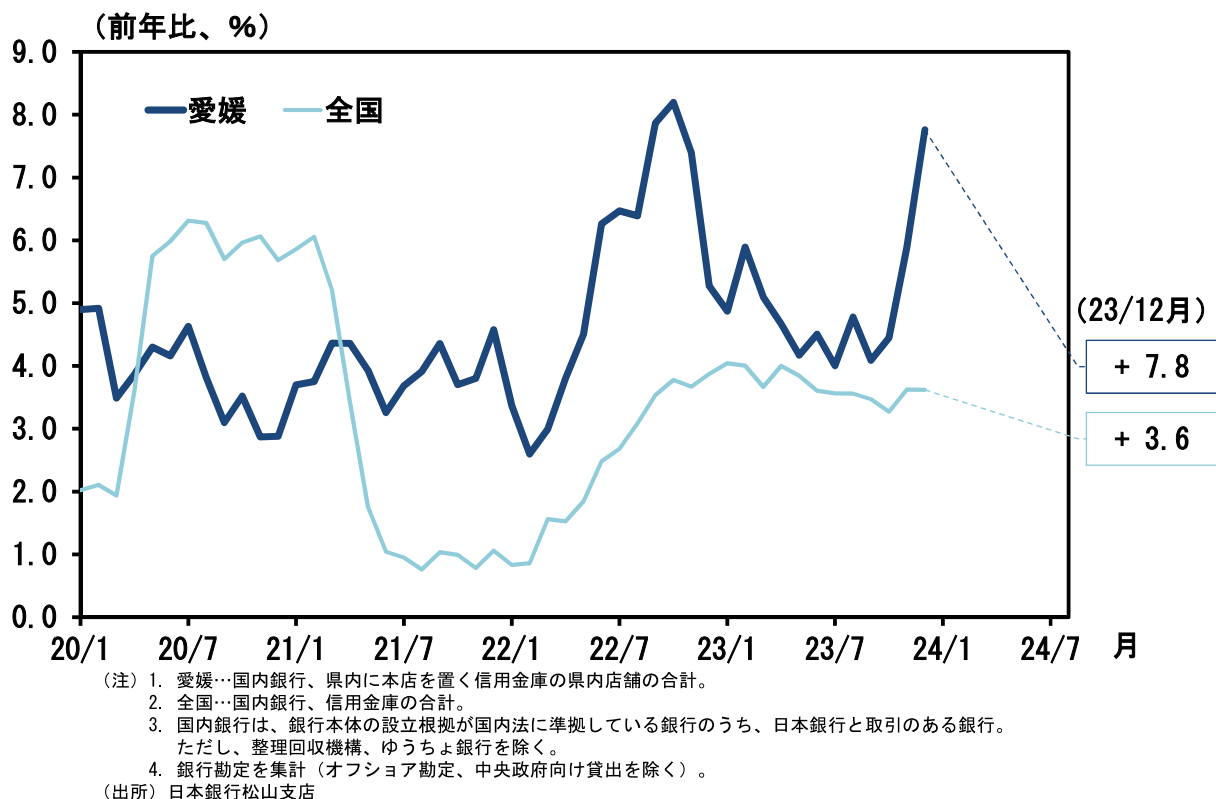
3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。

4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定を除く）。

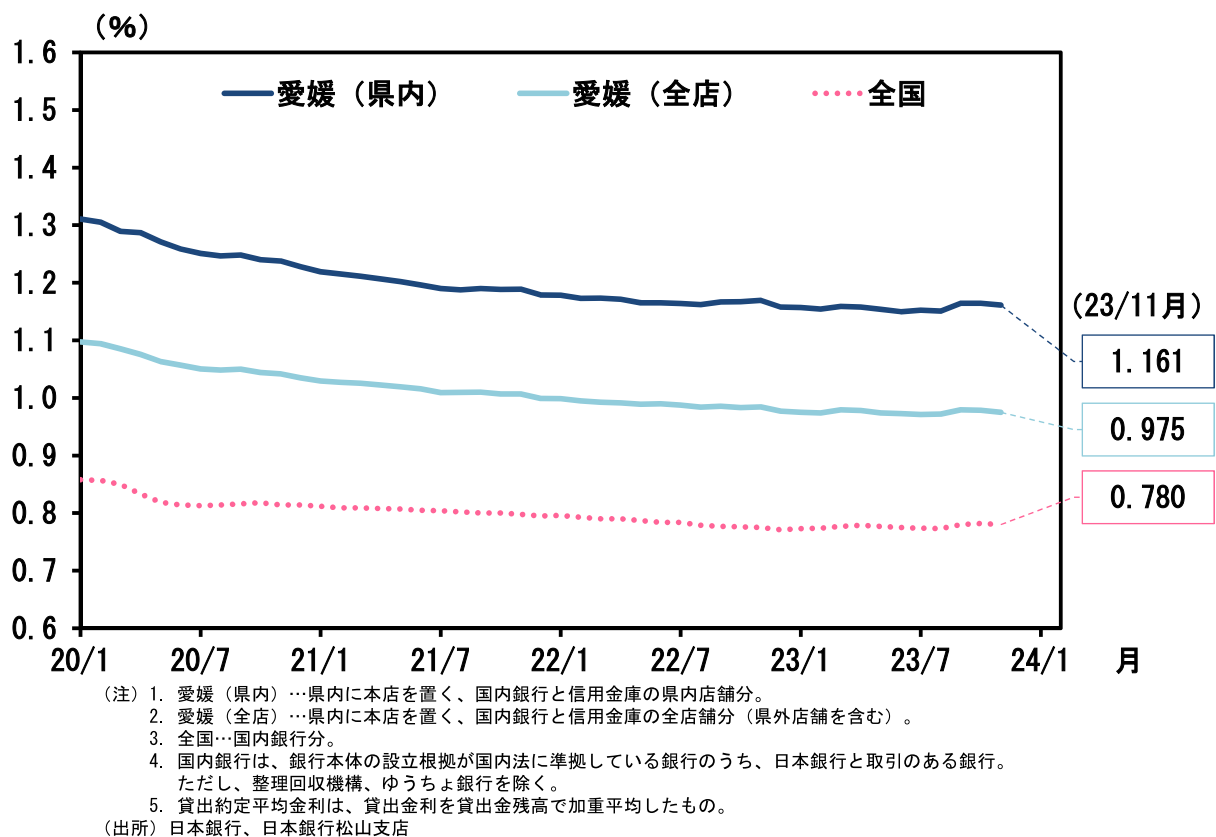
5. 実質預金は、総預金から切手手形を控除したもの。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出金(月末残高)



▽貸出約定平均金利(ストック)



愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 6 年 3 月 1 日 (金)

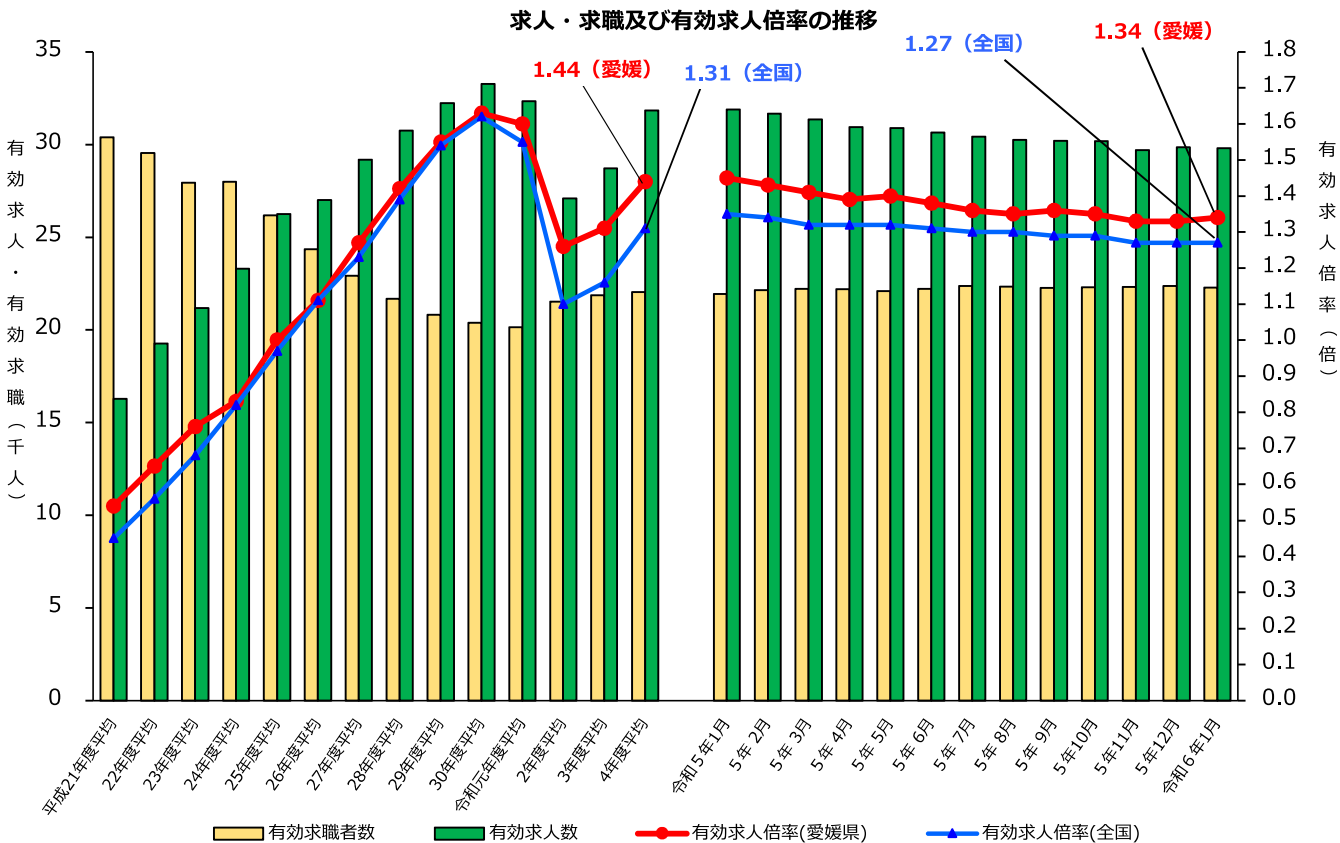
担 当	愛媛労働局職業安定部職業安定課			
	課 長	和 田 雅 裕		
	課 長 補 佐	満 田 剛 大		
	地方労働市場情報官	阿 部 慎 司		
	電 話	089-943-5221		

管内の雇用失業情勢（令和6年1月分）について
— 有効求人倍率は1.34倍(季節調整値) —
前月比は0.01ポイント上昇

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

「ポイント」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.34倍で前月比は0.01ポイント上昇した。
正社員求人倍率（原数値）は、1.23倍で前年同月比0.03ポイント低下した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予の全地域で前年同月を下回った。
東予地域は1.60倍、中予地域は1.34倍、南予地域は1.69倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で8か月連続減少した。
主な産業別では、「サービス業」（16.5%増）、「宿泊業、飲食サービス業」（12.8%増）、「運輸業、郵便業」（5.8%増）で前年同月を上回ったが、「医療、福祉」（7.5%減）、「製造業」（6.9%減）、「卸売業、小売業」（6.6%減）、「建設業」（2.3%減）で前年同月を下回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で3か月連続減少した。



(注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和6年1月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料 P 11.13]

項 目	令和6年1月	前 月 差	ポイント (前月差)
有 効 求 人 倍 率	1.34 倍	0.01 p	前月差で2か月ぶり上昇
有 効 求 人	29,804	▲ 0.2 %	前月比で2か月ぶり減少 ▲ 45
有 効 求 職	22,289	▲ 0.3 %	前月比で2か月ぶり減少 ▲ 76
新 規 求 人 倍 率	2.50 倍	0.03 p	前月差で2か月連続上昇
新 規 求 人	10,637	▲ 0.1 %	前月比で2か月ぶり減少 ▲ 6
新 規 求 職	4,249	▲ 1.6 %	前月比で2か月ぶり減少 ▲ 68

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料 P 7]

項 目	令和6年1月	前年同月差	ポイント
正 社 員 有 効 求 人 倍 率	1.23 倍	▲ 0.03 p	前年同月差で6か月連続低下

【地 域 別】 [資料 P 8.9]

項 目	令和6年1月	前年同月差	ポイント
東 予	1.60 倍	▲ 0.08 p	前年同月差で11か月連続低下
中 予	1.34 倍	▲ 0.17 p	前年同月差で8か月連続低下
南 予	1.69 倍	▲ 0.01 p	前年同月差で12か月連続低下

2 求 人 [資料 P 4.5.10]

項 目	令和6年1月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 人	30,805	▲ 6.3 %	前年同月比10か月連続減少 ▲ 2,067
新 規 求 人	11,548	▲ 2.9 %	前年同月比で8か月連続減少 ▲ 339
（主な産業）	建 設 業	▲ 2.3 %	▲ 20
	製 造 業	▲ 6.9 %	▲ 97
	運 輸 業 , 郵 便 業	5.8 %	32
	卸 売 業 , 小 売 業	▲ 6.6 %	▲ 113
	宿泊業, 飲食サービス業	12.8 %	86
	医 療 , 福 祉	▲ 7.5 %	▲ 259
	サ ー ビ ス 業	16.5 %	221

【一般・パート別(有効求人)状況]

一般求人は前年同月比2.1%減少、パート求人は前年同月比13.3%減少となった。

3 求 職 [資料 P 10]

項 目	令和 6 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
有 効 求 職	21,068	1.6 %	前年同月比で 8 か月連続増加 336
新 規 求 職	4,623	▲ 1.7 %	前年同月比で 3 か月連続減少 ▲ 80

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項 目	令和 6 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
在 職 者	971	▲ 1.1 %	前年同月比で 3 か月連続減少 ▲ 11
離 職 者	1,730	▲ 0.8 %	前年同月比で 6 か月連続減少 ▲ 14
事 業 主 都 合 離 職 者	316	23.0 %	前年同月比で 2 か月連続増加 59
自 己 都 合 離 職 者	1,324	▲ 5.9 %	前年同月比で 2 か月連続減少 ▲ 83
無 業 者	243	39.7 %	前年同月比で 5 か月連続増加 69

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 0.7 % 増加、パート求職者は前年同月比 2.9 % 増加となった。

4 就 職 [資料 P 10]

項 目	令和 6 年 1 月	前年同月(期)比	ポイント (前年同月差)
当 月	就 職 件 数	1,134	▲ 4.1 %
	就 職 率	24.5 %	▲ 0.7 p
累 計 (4~1月)	就 職 件 数	14,009	▲ 0.3 %
	就 職 率	32.2 %	0.3 p

5 雇用保険関係

項 目	令和 6 年 1 月	前年同月比	ポイント (前年同月差)
受 給 資 格 決 定 件 数 (一 般)	※ 1,233	▲ 1.1 %	前年同月比で 4 か月連続減少 ▲ 14
受 給 者 実 人 員	4,411	5.8 %	前年同月比で 10 か月連続増加 242
月 末 現 在 雇 用 保 険 被 保 険 者 数	399,097	▲ 0.3 %	前年同月比で 40 か月連続減少 ▲ 1,093

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、改善の動きが弱まっている。今後も物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。

愛媛労働局では、人手不足感が高まっている状況を踏まえ、雇用のミスマッチの解消に取り組むとともに、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成を進めている。とりわけ、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和 6 年 2 月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 3月28日(木) ・全 国 分(厚生労働省取りまとめ) - 3月29日(金)

産業別新規求人の動向

令和6年1月

産業分類	5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	年度合計 (対前年度比)
農 林 漁 業	64 ▲ 9.9	117 ▲ 12.0	91 8.3	64 ▲ 17.9	82 6.5	102 ▲ 1.9	51 ▲ 44.6	110 13.4	186 12.7	119 ▲ 11.2	55 ▲ 57.7	64 ▲ 27.3	69 7.8	902 ▲ 12.3
鉱業、砕石業、砂利採取業	11 0.0	6 0.0	4 100.0	8 14.3	2 ▲ 33.3	3 0.0	8 33.3	0 ▲ 100.0	7 ▲ 30.0	5 ▲ 16.7	7 ▲ 12.5	0 ▲ 100.0	4 ▲ 63.6	44 ▲ 32.3
建設業	861 3.9	927 ▲ 7.7	938 ▲ 6.3	723 ▲ 7.2	804 ▲ 13.0	1,050 ▲ 7.2	777 3.5	799 ▲ 6.8	1,008 ▲ 0.4	754 ▲ 10.8	827 ▲ 13.5	808 ▲ 16.6	841 ▲ 2.3	8,391 ▲ 7.6
製造業	1,412 2.5	1,531 10.1	1,257 ▲ 10.1	1,284 3.7	1,371 0.6	1,199 ▲ 16.1	1,266 ▲ 6.6	1,263 ▲ 19.2	1,339 ▲ 5.0	1,455 ▲ 9.0	1,363 ▲ 6.8	1,084 ▲ 10.1	1,315 ▲ 6.9	12,939 ▲ 7.8
食料品製造業	313 ▲ 9.0	261 13.5	237 ▲ 22.3	278 ▲ 7.0	184 ▲ 20.0	221 ▲ 29.2	259 ▲ 10.7	228 ▲ 13.6	290 ▲ 19.2	311 ▲ 15.0	267 12.2	214 0.9	253 ▲ 19.2	2,505 ▲ 13.1
繊維工業	214 51.8	185 22.5	109 ▲ 35.1	175 19.9	156 6.1	118 ▲ 23.9	187 6.3	133 ▲ 3.6	142 ▲ 9.6	169 ▲ 2.9	152 ▲ 0.7	132 32.0	161 ▲ 24.8	1,525 ▲ 2.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	144 27.4	130 ▲ 21.7	150 ▲ 13.3	137 7.0	117 8.3	142 ▲ 28.3	166 23.0	173 54.5	147 ▲ 10.9	140 ▲ 10.3	255 140.6	138 ▲ 18.8	162 12.5	1,577 10.9
金属製品製造業	110 ▲ 14.1	160 70.2	100 ▲ 9.1	98 10.1	108 ▲ 1.8	127 11.4	91 ▲ 6.2	100 ▲ 15.3	101 ▲ 2.9	139 36.3	89 ▲ 28.8	89 ▲ 16.0	127 15.5	1,069 ▲ 0.6
はん用機械器具製造業	77 24.2	184 142.1	70 20.7	80 5.3	184 114.0	90 ▲ 15.1	69 ▲ 31.7	92 ▲ 50.0	90 ▲ 10.0	196 6.5	62 ▲ 68.7	63 ▲ 25.0	82 6.5	1,008 ▲ 15.7
生産用機械器具製造業	60 ▲ 25.0	85 ▲ 4.5	90 ▲ 3.2	53 ▲ 33.8	69 21.1	95 ▲ 9.5	59 ▲ 34.4	54 ▲ 37.2	127 38.0	55 ▲ 35.3	59 ▲ 47.8	92 5.7	62 3.3	725 ▲ 15.2
電気機械器具製造業	41 ▲ 6.8	135 ▲ 22.9	50 ▲ 27.5	45 73.1	111 ▲ 38.7	10 ▲ 78.7	41 20.6	102 ▲ 31.5	24 ▲ 36.8	47 ▲ 9.6	107 1.9	54 86.2	60 46.3	601 ▲ 14.4
輸送用機械器具製造業	217 2.4	171 ▲ 1.7	165 ▲ 11.8	152 ▲ 3.8	183 9.6	141 ▲ 28.8	190 16.6	175 ▲ 7.4	135 ▲ 16.7	177 ▲ 18.4	163 ▲ 12.8	121 ▲ 18.8	157 ▲ 27.6	1,594 ▲ 11.8
電気・ガス・熱供給・水道業	14 27.3	7 133.3	8 33.3	6 ▲ 50.0	4 33.3	5 0.0	12 20.0	5 150.0	4 300.0	6 200.0	12 9.1	1 ▲ 50.0	6 ▲ 57.1	61 ▲ 1.6
情報通信業	91 ▲ 14.2	64 ▲ 22.9	130 32.7	104 ▲ 32.9	74 0.0	107 10.3	75 ▲ 41.4	86 14.7	83 ▲ 10.8	97 ▲ 17.1	58 ▲ 41.4	111 ▲ 33.9	124 36.3	919 ▲ 16.2
運輸業、郵便業	553 2.6	579 12.0	400 ▲ 17.7	460 ▲ 16.2	568 13.8	465 ▲ 4.9	435 ▲ 19.7	469 ▲ 10.8	475 ▲ 22.3	600 ▲ 11.1	417 ▲ 24.6	528 28.8	585 5.8	5,002 ▲ 7.5
卸売業、小売業	1,725 18.4	1,394 ▲ 5.0	1,561 21.7	1,515 2.0	1,530 ▲ 0.6	1,385 2.7	1,435 ▲ 3.0	1,623 2.8	1,453 ▲ 8.3	1,600 1.3	1,439 ▲ 6.2	1,245 ▲ 7.3	1,612 ▲ 6.6	14,837 ▲ 2.4
金融業、保険業	94 ▲ 16.1	65 ▲ 23.5	55 ▲ 53.0	100 2.0	71 ▲ 12.3	58 ▲ 29.3	94 5.6	63 ▲ 13.7	105 ▲ 25.9	75 12.9	54 8.7	94 ▲ 28.0	777 0.0	777 ▲ 7.4
不動産業、物品賃借業	98 44.1	93 ▲ 28.5	65 ▲ 24.4	97 38.6	91 4.6	80 1.3	116 58.9	125 20.2	77 40.0	108 9.1	122 17.3	51 ▲ 20.3	113 15.3	980 17.6
学術研究、専門・技術サービス業	279 ▲ 2.1	267 9.9	172 ▲ 15.3	259 7.5	234 ▲ 10.3	179 ▲ 6.8	201 ▲ 6.9	206 ▲ 30.2	188 20.5	192 ▲ 34.2	182 ▲ 39.7	218 51.4	174 ▲ 37.6	2,033 ▲ 14.5
宿泊業、飲食サービス業	672 25.4	607 10.6	594 12.1	628 1.5	638 ▲ 0.6	621 0.2	565 ▲ 3.3	578 ▲ 18.8	561 ▲ 17.5	764 13.0	557 ▲ 20.8	408 ▲ 25.5	758 12.8	6,078 ▲ 5.9
宿泊業	191 55.3	173 31.1	218 29.8	162 ▲ 20.2	237 34.7	205 ▲ 13.1	153 ▲ 13.1	214 ▲ 6.1	219 ▲ 12.0	186 ▲ 10.1	199 ▲ 7.0	173 ▲ 3.4	222 16.2	1,970 ▲ 4.3
飲食サービス業	481 16.5	434 4.1	376 3.9	466 12.0	401 ▲ 13.9	416 8.3	412 1.0	364 ▲ 24.8	342 ▲ 20.6	578 23.2	358 ▲ 26.8	235 ▲ 36.3	536 11.4	4,108 ▲ 6.6
生活関連サービス業、娯楽業	409 ▲ 15.7	345 12.0	386 23.7	377 ▲ 23.4	333 18.9	394 0.3	383 ▲ 6.2	288 12.5	417 7.8	339 ▲ 25.3	313 24.2	358 0.8	363 ▲ 11.2	3,565 ▲ 5.1
教育、学習支援業	156 43.1	166 25.8	147 ▲ 21.0	90 ▲ 13.5	131 47.2	130 1.6	85 ▲ 38.4	131 32.3	92 ▲ 25.2	105 ▲ 8.7	103 ▲ 8.8	107 27.4	130 ▲ 16.7	1,104 ▲ 3.9
医療、福祉	3,456 7.9	3,421 12.5	3,118 ▲ 2.5	2,898 ▲ 3.3	3,134 6.0	3,174 3.7	2,802 ▲ 5.0	3,226 4.3	2,870 ▲ 3.0	3,300 5.9	3,340 ▲ 3.0	2,962 ▲ 7.9	3,197 ▲ 7.5	30,903 ▲ 1.1
医療業	1,192 7.1	1,202 21.2	1,091 0.7	955 ▲ 9.6	1,141 20.2	1,081 10.8	1,039 ▲ 3.0	1,116 12.4	1,003 4.2	1,143 5.2	1,113 ▲ 14.4	1,041 ▲ 0.8	1,151 ▲ 3.4	10,783 1.4
社会保険・社会福祉・介護事業	2,229 9.7	2,190 8.3	2,000 ▲ 4.6	1,911 2.4	1,967 ▲ 1.5	2,064 ▲ 0.7	1,738 ▲ 5.7	2,093 1.7	1,838 ▲ 7.2	2,128 7.0	2,211 4.1	1,877 ▲ 11.5	2,017 ▲ 9.5	19,844 ▲ 2.2
複合サービス事業	87 ▲ 2.2	101 46.4	79 43.6	107 3.9	57 ▲ 59.0	68 ▲ 16.0	157 51.0	162 70.5	69 ▲ 48.5	105 ▲ 48.0	78 6.8	42 ▲ 28.8	132 51.7	977 ▲ 9.3
サービス業（他に分類されないもの）	1,336 ▲ 20.5	1,414 ▲ 9.0	1,804 10.3	1,266 ▲ 15.0	1,486 ▲ 3.7	1,602 ▲ 17.8	1,244 ▲ 24.4	1,423 ▲ 5.2	1,351 ▲ 24.3	1,646 ▲ 0.1	1,557 9.2	1,333 ▲ 20.3	1,557 16.5	14,465 ▲ 9.6
職業紹介・労働者派遣業	546 ▲ 17.1	579 ▲ 14.3	657 ▲ 19.7	509 ▲ 14.5	605 ▲ 9.6	556 ▲ 33.0	551 ▲ 24.3	648 ▲ 6.0	533 ▲ 30.1	815 11.8	863 36.6	596 ▲ 23.1	731 33.9	6,407 ▲ 7.9
公務（他に分類されるものを除く）・その他	569 36.1	510 34.6	360 30.9	209 ▲ 19.0	194 2.6	128 ▲ 33.7	129 ▲ 9.2	196 14.6	228 34.9	155 ▲ 44.2	270 ▲ 45.3	495 11.5	474 ▲ 16.7	2,478 ▲ 14.8
合計	11,887 4.4	11,614 4.7	11,169 2.0	10,195 ▲ 5.4	10,804 0.5	10,750 ▲ 5.6	9,835 ▲ 8.2	10,753 ▲ 3.8	10,471 ▲ 8.3	11,455 ▲ 4.0	10,775 ▲ 8.2	9,869 ▲ 9.0	11,548 ▲ 2.9	106,455 ▲ 5.5

（注） 1 上段：新規求人数（原数値、パートを含む。）、下段：新規求人の対前年度比。

2 産業分類は、平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」によるものである。

安定所別・主要産業別新規求人の動向
(令和6年1月 対 前年増減数)

	松山			今治			新居浜			西条			四国中央			八幡浜			宇和島			大洲			県計		
	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減	6年 1月	5年 1月	増減
農 林、漁業	6	11	▲ 5	3	6	▲ 3	1	3	▲ 2	7	8	▲ 1	4	3	1	15	5	10	33	26	7	0	2	▲ 2	69	64	5
鉱業、砂石業、 砂利採取業	0	7	▲ 7	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11	▲ 7
建設業	346	387	▲ 41	97	111	▲ 14	115	102	13	58	73	▲ 15	54	31	23	18	12	6	73	79	▲ 6	80	66	14	841	861	▲ 20
製造業	246	325	▲ 79	332	407	▲ 75	170	100	70	102	146	▲ 44	216	214	2	84	68	16	84	98	▲ 14	81	54	27	1,315	1,412	▲ 97
電気・ガス、 熱供給・水道業	2	7	▲ 5	0	0	0	0	5	▲ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	1	1	6	14	▲ 8
情報通信業	104	78	26	2	1	1	14	2	12	0	0	0	2	7	▲ 5	2	1	1	0	2	▲ 2	0	0	0	124	91	33
運輸業、郵便業	241	264	▲ 23	59	57	2	123	65	58	40	28	12	68	64	4	17	20	▲ 3	17	32	▲ 15	20	23	▲ 3	585	553	32
卸売業、小売業	971	985	▲ 14	96	103	▲ 7	117	119	▲ 2	158	134	24	77	99	▲ 22	59	95	▲ 36	93	157	▲ 64	41	33	8	1,612	1,725	▲ 113
金融業、保険業	56	56	0	28	29	▲ 1	2	1	1	3	2	1	0	1	▲ 1	0	0	0	5	5	0	0	0	0	94	94	0
不動産業、 物品賃借業	58	53	5	6	4	2	11	3	8	3	2	1	29	30	▲ 1	0	0	0	3	6	▲ 3	3	0	3	113	98	15
学術研究・専門・ 技術サービス業	94	209	▲ 115	10	19	▲ 9	23	29	▲ 6	3	2	1	2	1	1	22	3	19	8	6	2	12	10	2	174	279	▲ 105
宿泊業、 飲食サービス業	369	360	9	122	70	52	28	26	2	39	40	▲ 1	81	109	▲ 28	11	12	▲ 1	37	44	▲ 7	71	11	60	758	672	86
生活関連サービス 業、娯楽業	158	221	▲ 63	19	19	0	87	87	0	16	43	▲ 27	8	10	▲ 2	64	20	44	7	7	0	4	2	2	363	409	▲ 46
教育 学習支援業	70	106	▲ 36	12	23	▲ 11	19	11	8	6	1	5	9	4	5	3	3	0	0	4	▲ 4	11	4	7	130	156	▲ 26
医療、福祉	1,676	1,892	▲ 216	395	363	32	275	286	▲ 11	154	158	▲ 4	111	123	▲ 12	199	223	▲ 24	266	278	▲ 12	121	133	▲ 12	3,197	3,456	▲ 259
医療業	541	555	▲ 14	164	178	▲ 14	66	59	7	67	89	▲ 22	49	49	0	108	112	▲ 4	102	106	▲ 4	54	44	10	1,151	1,192	▲ 41
社会保険・社会 福祉・介護事業	1,108	1,310	▲ 202	231	185	46	208	225	▲ 17	87	69	18	62	74	▲ 12	91	111	▲ 20	163	166	▲ 3	67	89	▲ 22	2,017	2,229	▲ 212
複合サービス事業 (他に分類されないものを含む)	66	53	13	10	1	9	8	5	3	1	0	1	1	12	▲ 11	9	7	2	13	5	8	24	4	20	132	87	45
サービス業 (他に分類されないものを含む)	1,119	872	247	87	105	▲ 18	193	153	40	89	72	17	35	52	▲ 17	9	16	▲ 7	24	45	▲ 21	1	21	▲ 20	1,557	1,336	221
公営(他に分類されるものを除く)その他	205	337	▲ 132	19	3	16	11	27	▲ 16	98	80	18	22	20	2	52	7	45	39	49	▲ 10	28	46	▲ 18	474	569	▲ 95
合 計	5,787	6,223	▲ 436	1,301	1,325	▲ 24	1,197	1,024	173	777	789	▲ 12	719	780	▲ 61	564	492	72	704	844	▲ 140	499	410	89	11,548	11,887	▲ 339

(注) ペートを含む。

常用新規求職者離職理由別の推移

(パートを除く)

令和6年1月

愛媛労働局

	求職者計	①	②					③		
		在職者	離職者	定年	事業主 都合離職者	自己都合 離職者	自営	無業者	家事	その他
【月平均】	【3,180】	【1,004】	【1,907】	【60】	【414】	【1,395】	【36】	【269】	【37】	【232】
平成30年度	38,158	12,045	22,888	724	4,967	16,738	435	3,225	441	2,784
	▲ 4.2	▲ 7.3	▲ 0.9	10.5	▲ 1.7	▲ 1.0	1.6	▲ 14.3	▲ 19.7	▲ 13.4
【月平均】	【2,966】	【910】	【1,807】	【56】	【374】	【1,344】	【31】	【228】	【32】	【196】
令和元年度	35,591	10,923	21,688	673	4,484	16,133	368	2,737	380	2,357
	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 5.2	▲ 7.0	▲ 9.7	▲ 3.6	▲ 15.4	▲ 15.1	▲ 13.8	▲ 15.3
【月平均】	【2,761】	【804】	【1,748】	【50】	【449】	【1,219】	【27】	【197】	【33】	【165】
令和2年度	33,136	9,644	20,972	605	5,383	14,627	327	2,368	392	1,976
	▲ 6.9	▲ 11.7	▲ 3.3	▲ 10.1	20.0	▲ 9.3	▲ 11.1	▲ 13.5	3.2	▲ 16.2
【月平均】	【2,776】	【868】	【1,678】	【45】	【334】	【1,258】	【38】	【231】	【33】	【198】
令和3年度	33,314	10,413	20,131	541	4,008	15,091	452	2,770	400	2,370
	0.5	8.0	▲ 4.0	▲ 10.6	▲ 25.5	3.2	38.2	17.0	2.0	19.9
【月平均】	【2,714】	【849】	【1,654】	【47】	【299】	【1,275】	【31】	【211】	【32】	【179】
令和4年度	32,573	10,192	19,850	564	3,583	15,294	375	2,531	385	2,146
	▲ 2.2	▲ 2.1	▲ 1.4	4.3	▲ 10.6	1.3	▲ 17.0	▲ 8.6	▲ 3.8	▲ 9.5
令和4年1月	3,189	1,071	1,865	46	338	1,426	52	253	35	218
	10.9	20.1	2.0	▲ 4.2	▲ 17.2	6.9	52.9	62.2	▲ 2.8	81.7
2月	2,838	1,048	1,569	38	272	1,223	34	221	27	194
	2.8	6.3	▲ 1.2	5.6	▲ 21.2	3.1	88.9	18.8	▲ 27.0	30.2
3月	3,154	1,091	1,741	38	306	1,358	33	322	41	281
	1.6	2.0	▲ 0.5	8.6	▲ 21.3	5.6	▲ 10.8	13.4	24.2	12.0
令和4年4月	3,466	740	2,423	135	560	1,687	32	303	42	261
	▲ 0.3	1.6	▲ 2.4	13.4	▲ 16.9	1.9	3.2	13.1	▲ 10.6	18.1
5月	2,708	796	1,677	56	314	1,277	29	235	39	196
	9.0	20.8	3.5	21.7	▲ 8.2	6.3	3.6	14.1	▲ 11.4	21.0
6月	2,744	870	1,660	50	290	1,287	29	214	26	188
	1.7	1.8	2.6	22.0	▲ 14.5	7.5	▲ 25.6	▲ 5.3	4.0	▲ 6.5
7月	2,574	784	1,609	37	304	1,237	29	181	19	162
	▲ 5.8	▲ 11.8	▲ 0.6	8.8	▲ 10.9	3.3	▲ 32.6	▲ 19.9	▲ 36.7	▲ 17.3
8月	2,716	858	1,663	42	275	1,308	32	195	30	165
	▲ 1.4	▲ 5.8	1.5	5.0	▲ 10.7	4.1	0.0	▲ 4.4	▲ 9.1	▲ 3.5
9月	2,625	825	1,581	38	249	1,263	31	219	27	192
	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 0.4	15.2	▲ 10.1	3.9	▲ 43.6	▲ 8.0	▲ 12.9	▲ 7.2
10月	2,630	758	1,676	44	331	1,275	24	196	27	169
	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 1.1	▲ 17.0	3.4	▲ 0.9	▲ 25.0	▲ 14.4	▲ 10.0	▲ 15.1
11月	2,343	770	1,387	23	278	1,049	37	186	36	150
	▲ 4.4	1.3	▲ 5.2	0.0	13.0	▲ 8.8	▲ 7.5	▲ 18.1	12.5	▲ 23.1
12月	2,002	737	1,126	20	178	903	24	139	27	112
	▲ 6.4	▲ 2.1	▲ 8.8	▲ 33.3	▲ 27.3	▲ 2.4	▲ 27.3	▲ 7.3	8.0	▲ 10.4
令和5年1月	2,900	982	1,744	38	257	1,407	40	174	33	141
	▲ 9.1	▲ 8.3	▲ 6.5	▲ 17.4	▲ 24.0	▲ 1.3	▲ 23.1	▲ 31.2	▲ 5.7	▲ 35.3
2月	2,919	1,102	1,604	32	246	1,280	42	213	46	167
	2.9	5.2	2.2	▲ 15.8	▲ 9.6	4.7	23.5	▲ 3.6	70.4	▲ 13.9
3月	2,946	970	1,700	49	301	1,321	26	276	33	243
	▲ 6.6	▲ 11.1	▲ 2.4	28.9	▲ 1.6	▲ 2.7	▲ 21.2	▲ 14.3	▲ 19.5	▲ 13.5
令和5年4月	3,416	772	2,347	140	587	1,578	35	297	25	272
	▲ 1.4	4.3	▲ 3.1	3.7	4.8	▲ 6.5	9.4	▲ 2.0	▲ 40.5	4.2
5月	2,808	789	1,758	57	298	1,373	29	261	35	226
	3.7	▲ 0.9	4.8	1.8	▲ 5.1	7.5	0.0	11.1	▲ 10.3	15.3
6月	2,849	966	1,680	35	292	1,320	32	203	21	182
	3.8	11.0	1.2	▲ 30.0	0.7	2.6	10.3	▲ 5.1	▲ 19.2	▲ 3.2
7月	2,673	814	1,646	34	327	1,266	18	213	25	188
	3.8	3.8	2.3	▲ 8.1	7.6	2.3	▲ 37.9	17.7	31.6	16.0
8月	2,679	881	1,605	39	264	1,278	20	193	29	164
	▲ 1.4	2.7	▲ 3.5	▲ 7.1	▲ 4.0	▲ 2.3	▲ 37.5	▲ 1.0	▲ 3.3	▲ 0.6
9月	2,676	855	1,580	24	238	1,289	25	241	31	210
	1.9	3.6	▲ 0.1	▲ 36.8	▲ 4.4	2.1	▲ 19.4	10.0	14.8	9.4
10月	2,698	814	1,658	39	280	1,310	26	226	24	202
	2.6	7.4	▲ 1.1	▲ 11.4	▲ 15.4	2.7	8.3	15.3	▲ 11.1	19.5
11月	2,345	754	1,373	25	220	1,096	29	218	28	190
	0.1	▲ 2.1	▲ 1.0	8.7	▲ 20.9	4.5	▲ 21.6	17.2	▲ 22.2	26.7
12月	1,994	724	1,114	27	208	853	23	156	21	135
	▲ 0.4	▲ 1.8	▲ 1.1	35.0	16.9	▲ 5.5	▲ 4.2	12.2	▲ 22.2	20.5
令和6年1月	2,944	971	1,730	44	316	1,324	40	243	31	212
	1.5	▲ 1.1	▲ 0.8	15.8	23.0	▲ 5.9	0.0	39.7	▲ 6.1	50.4
【月平均】	【2,708】	【834】	【1,649】	【46】	【303】	【1,269】	【28】	【225】	【27】	【198】
当年度累計	27,082	8,340	16,491	464	3,030	12,687	277	2,251	270	1,981
前年同期	26,708	8,120	16,546	483	3,036	12,693	307	2,042	306	1,736
前年同期比	1.4	2.7	▲ 0.3	▲ 3.9	▲ 0.2	▲ 0.0	▲ 9.8	10.2	▲ 11.8	14.1

(注) 網掛け部分は、前年同期比及び前年同月比を示す。
ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した数値は、令和5年度4月以降（令和3年9月～令和5年3月は含まれない。）は含む。

【資料出所】 愛媛労働局「職業安定業務統計」

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項 目		令和6年 1月	令和5年 1月	前年同月比 (差)
① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)		12,450	12,349	0.8 %
正社員	② 月間有効求人数 (人)	15,307	15,594	▲ 1.8 %
	③ 新規求人数 (人)	5,537	5,648	▲ 2.0 %
	④ 就職件数 (件)	544	620	▲ 12.3 %
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②／①) (原数値)	1.23	1.26	▲ 0.03 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

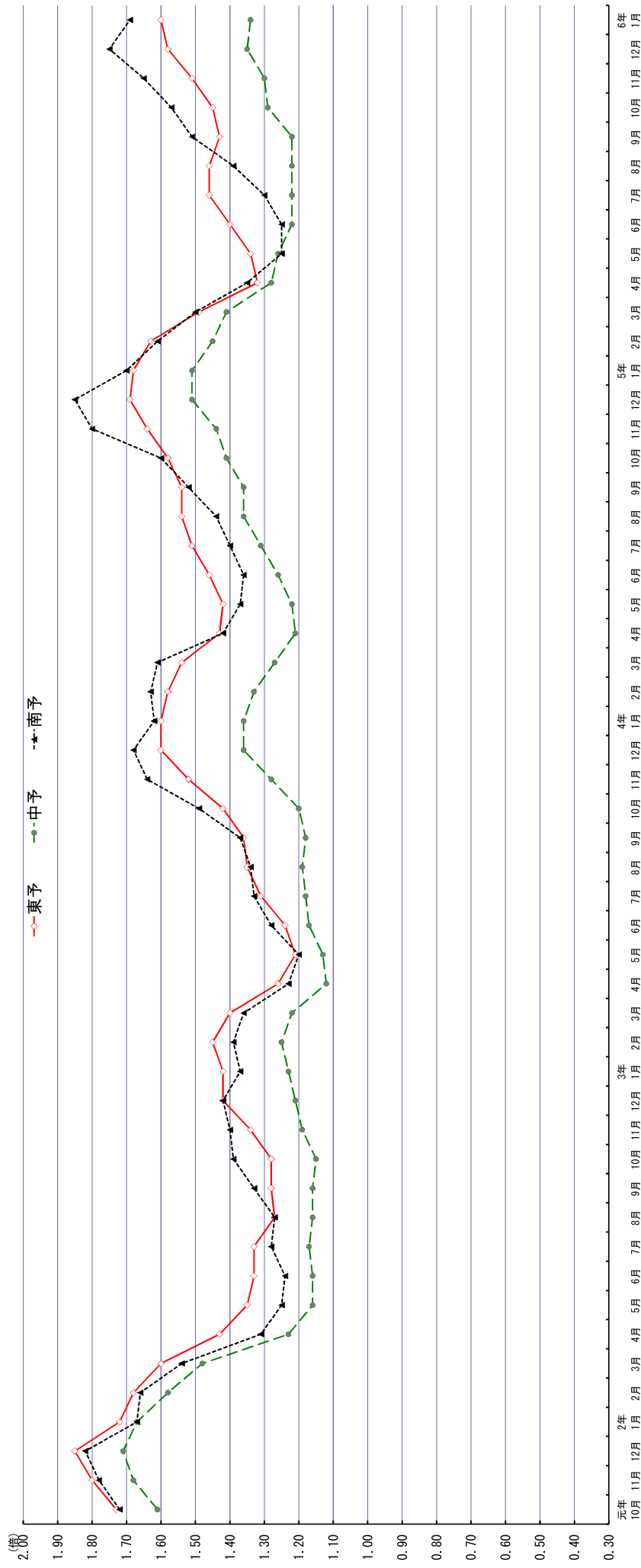
月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和6年1月	令和5年1月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.60	1.68	▲ 0.08p
	中予	1.34	1.51	▲ 0.17p
	南予	1.69	1.70	▲ 0.01p
	県計	1.46	1.59	▲ 0.13p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,505	6,211	4.7%
	中予	11,808	11,772	0.3%
	南予	2,755	2,749	0.2%
	県計	21,068	20,732	1.6%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	10,393	10,464	▲ 0.7%
	中予	15,766	17,738	▲ 11.1%
	南予	4,646	4,670	▲ 0.5%
	県計	30,805	32,872	▲ 6.3%

（注） 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有効求人倍率の推移（原数値）



元	2年												3年												4年												5年												6年											
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月																				
東予	1.73	1.80	1.85	1.72	1.68	1.60	1.43	1.35	1.33	1.33	1.27	1.28	1.28	1.34	1.42	1.42	1.45	1.40	1.26	1.21	1.24	1.31	1.35	1.36	1.42	1.52	1.60	1.60	1.58	1.54	1.43	1.42	1.46	1.51	1.54	1.54	1.58	1.64	1.69	1.68	1.63	1.49	1.32	1.34	1.40	1.46	1.46	1.43	1.45	1.51	1.58	1.60								
中予	1.61	1.68	1.71	1.67	1.58	1.48	1.23	1.16	1.16	1.17	1.16	1.16	1.15	1.19	1.21	1.23	1.25	1.22	1.12	1.13	1.17	1.18	1.19	1.18	1.20	1.28	1.36	1.36	1.33	1.27	1.21	1.22	1.26	1.31	1.36	1.36	1.41	1.44	1.51	1.51	1.45	1.41	1.28	1.26	1.22	1.22	1.29	1.30	1.35	1.34										
南予	1.72	1.78	1.82	1.67	1.66	1.54	1.31	1.25	1.24	1.28	1.27	1.33	1.39	1.40	1.42	1.37	1.39	1.36	1.23	1.20	1.28	1.33	1.34	1.37	1.49	1.64	1.68	1.62	1.63	1.61	1.42	1.37	1.36	1.40	1.44	1.52	1.60	1.85	1.70	1.61	1.50	1.35	1.25	1.25	1.30	1.39	1.51	1.57	1.65	1.75	1.69									

一 般 職 業 紹 介 状 況

令和6年1月

愛媛労働局職業安定部職業安定課

年 度・月	A 新規求職申込件数				B 月間有効求職者数				C 新規求人数		D月間有効求人数		E 就職件数				F 充足数		求人倍率 (原数値)		求人倍率 (季節調整値)		就 職 率	充 足 率
	常 用	う ち 学 校 卒	う ち 高 中 卒	う ち 中 高 年	常 用	う ち 学 校 卒	う ち 高 中 卒	う ち 中 高 年	常 用		常 用		常 用	う ち 学 校 卒	う ち 高 中 卒	う ち 中 高 年	常 用		新 規 C/A	有 効 D/B	新 規	有 効	E/A(%)	F/C(%)
令和4年度	53,627	53,281	13,929	27,870	264,590	263,311	89,009	141,713	135,397	118,740	382,123	336,630	17,590	16,323	5,096	8,889	17,331		2.52	1.44	*	*	32.8	12.8
月 平 均	4,469	4,440	1,161	2,323	22,049	21,943	7,417	11,809	11,283	9,895	31,844	28,053	1,466	1,360	425	741	1,444		—	—	*	*	—	—
令和5年1月	4,703	4,684	1,229	2,507	20,732	20,650	6,926	11,034	11,887	10,460	32,872	28,600	1,183	1,076	351	618	1,158		2.53	1.59	2.53	1.45	25.2	9.7
2月	4,765	4,751	1,039	2,517	21,398	21,326	6,724	11,461	11,614	10,151	32,611	28,593	1,443	1,327	400	746	1,458		2.44	1.52	2.40	1.43	30.3	12.6
3月	4,843	4,829	1,116	2,577	22,437	22,363	6,922	12,062	11,169	9,767	32,453	28,529	2,089	1,949	529	1,116	2,073		2.31	1.45	2.49	1.41	43.1	18.6
令和5年4月	6,036	6,017	1,619	3,584	23,365	23,295	7,181	12,934	10,195	9,286	30,331	27,133	1,579	1,441	432	803	1,552		1.69	1.30	2.40	1.39	26.2	15.2
5月	4,864	4,833	1,297	2,599	23,392	23,312	7,449	13,056	10,804	9,668	30,053	27,100	1,565	1,470	424	839	1,560		2.32	1.28	2.49	1.40	33.6	14.4
6月	4,544	4,481	1,219	2,418	23,274	23,140	8,169	12,883	10,750	9,589	29,746	26,840	1,478	1,386	463	791	1,470		2.37	1.28	2.43	1.38	32.5	13.7
7月	4,088	4,069	1,141	2,126	22,557	22,428	8,262	12,278	9,835	8,864	29,359	26,521	1,387	1,310	445	707	1,358		2.41	1.30	2.39	1.36	33.9	13.8
8月	4,149	4,129	1,092	2,160	22,497	22,376	8,256	12,196	10,753	9,583	29,606	26,664	1,256	1,181	440	638	1,211		2.59	1.32	2.43	1.35	30.3	11.3
9月	4,330	4,311	1,100	2,178	22,471	22,391	8,055	12,157	10,471	9,523	29,751	26,847	1,464	1,380	474	769	1,438		2.42	1.32	2.41	1.36	33.8	13.7
10月	4,277	4,251	1,085	2,293	22,521	22,431	7,881	12,192	11,455	10,092	30,986	27,860	1,525	1,413	474	772	1,496		2.68	1.38	2.48	1.35	35.7	13.1
11月	3,682	3,669	911	1,886	21,773	21,689	7,416	11,825	10,775	9,465	30,708	27,431	1,384	1,286	429	725	1,332		2.93	1.41	2.41	1.33	37.6	12.4
12月	3,145	3,135	735	1,683	20,514	20,437	6,872	11,193	9,869	8,629	30,178	26,785	1,237	1,078	377	658	1,198		3.14	1.47	2.47	1.33	39.3	12.1
令和6年1月	4,623	4,606	1,159	2,639	21,068	21,007	6,982	11,632	11,548	9,761	30,805	26,861	1,134	1,014	334	631	1,103		2.50	1.46	2.50	1.34	24.5	9.6
前年同月比	▲ 1.7	▲ 1.7	▲ 5.7	5.3	1.6	1.7	0.8	5.4	▲ 2.9	▲ 6.7	▲ 6.3	▲ 6.1	▲ 4.1	▲ 5.8	▲ 4.8	2.1	▲ 4.7	▲ 5.0	▲ 0.03p	▲ 0.13p	0.03	0.01	▲ 0.7p	▲ 0.1p

(注) ・求人倍率(季節調整値)の前年同月比の数値は、前月比の数値である。

(公共職業安定所別)

中 予	松 山	▲ 6.6	▲ 6.5	▲ 26.2	3.6	0.3	0.4	▲ 5.9	4.8	▲ 7.0	▲ 13.9	▲ 11.1	▲ 11.2	▲ 5.0	▲ 7.1	▲ 16.2	0.8	▲ 5.8	▲ 6.0	▲ 0.01p	▲ 0.17p	*		0.4p	0.1p
		2,178	2,172	503	1,179	11,808	11,781	3,714	6,285	5,787	4,622	15,766	13,451	457	404	129	244	472	424	2.66	1.34			21.0	8.2
今 治		▲ 2.1	▲ 2.1	5.0	▲ 8.6	0.8	1.0	6.5	0.0	▲ 1.8	▲ 2.9	1.8	2.5	14.7	9.3	31.6	7.3	7.4	4.7	0.01p	0.02p	*		4.5p	0.9p
		501	501	125	288	2,145	2,140	766	1,208	1,301	1,145	3,404	3,078	156	141	50	88	146	133	2.60	1.59			31.1	11.2
東 予	新居浜	1.1	1.4	27.9	14.9	8.5	8.6	20.6	13.1	16.9	16.7	0.9	5.4	▲ 10.9	1.0	▲ 17.1	▲ 4.5	5.2	15.6	0.37p	▲ 0.14p	*		▲ 3.2p	▲ 1.1p
		442	440	133	278	1,808	1,801	592	1,037	1,197	985	3,205	2,533	106	101	29	64	121	111	2.71	1.77			24.0	10.1
予	西 条	0.0	▲ 0.9	13.3	10.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.6	3.7	▲ 1.5	▲ 4.7	▲ 4.1	7.2	▲ 22.9	▲ 27.8	▲ 22.6	▲ 15.9	▲ 28.1	▲ 29.9	▲ 0.03p	▲ 0.06p	*		▲ 7.8p	▲ 3.3p
		346	342	102	205	1,264	1,255	498	709	777	684	1,895	1,659	91	78	24	53	69	61	2.25	1.50			26.3	8.9
四国中央		21.7	22.2	32.5	24.9	11.8	11.7	14.4	13.7	▲ 7.8	▲ 6.2	▲ 4.0	▲ 2.7	19.4	9.5	16.7	41.3	6.7	▲ 1.9	▲ 0.60p	▲ 0.24p	*		▲ 0.6p	2.1p
		381	380	102	211	1,288	1,283	412	738	719	707	1,889	1,840	117	104	35	65	111	102	1.89	1.47			30.7	15.4
南 予	八幡浜	▲ 7.8	▲ 7.8	34.1	0.0	2.5	3.0	20.1	3.9	14.6	12.5	5.2	6.0	▲ 17.8	▲ 13.1	23.5	▲ 8.3	▲ 19.7	▲ 14.0	0.49p	0.05p	*		▲ 3.2p	▲ 3.7p
		225	225	59	138	868	866	334	538	564	512	1,386	1,281	60	53	21	33	49	43	2.51	1.60			26.7	8.7
宇和島		1.9	2.2	3.8	1.5	▲ 4.0	▲ 3.7	6.5	0.9	▲ 16.6	▲ 15.5	▲ 12.7	▲ 15.6	▲ 1.1	▲ 3.5	3.2	13.6	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 0.48p	▲ 0.17p	*		▲ 0.8p	1.6p
		324	324	83	203	1,144	1,144	441	681	704	640	1,954	1,770	89	83	32	50	79	76	2.17	1.71			27.5	11.2
大 洲		12.4	11.6	57.6	15.1	4.6	4.7	3.2	13.0	21.7	21.0	17.2	16.8	▲ 14.7	▲ 19.4	▲ 6.7	▲ 10.5	▲ 12.5	▲ 16.4	0.17p	0.19p	*		▲ 8.1p	▲ 4.4p
		226	222	52	137	743	737	225	436	499	466	1,306	1,249	58	50	14	34	56	51	2.21	1.76			25.7	11.2

(注) ・公共職業安定所別上段は対前年同月比、下段は原数値である。 ・新規卒卒を除きパートタイムを含む。

一般職業紹介状況(全数)前年比

令和6年1月

愛媛労働局

年 月	月間有効求職者		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職者数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季調値 対前月 増減比	原数値 対前年 同月比	季節 調整値	原数値	原数値 対前年 同月比
	%	%	%	%	倍	倍	%	%	%	%	倍	倍	%
平成28年度	－	▲ 5.4	－	5.3	－	1.42	－	▲ 6.6	－	3.5	－	2.10	▲ 6.3
平成29年度	－	▲ 4.1	－	4.8	－	1.55	－	▲ 5.7	－	3.3	－	2.30	▲ 5.8
平成30年度	－	▲ 2.0	－	3.2	－	1.63	－	▲ 2.7	－	3.0	－	2.44	▲ 4.6
令和元年度	－	▲ 1.2	－	▲ 2.8	－	1.60	－	▲ 4.7	－	▲ 4.4	－	2.45	▲ 9.1
令和2年度	－	6.8	－	▲ 16.2	－	1.26	－	▲ 6.3	－	▲ 14.7	－	2.23	▲ 15.0
令和3年度	－	1.7	－	6.0	－	1.31	－	4.4	－	6.2	－	2.27	2.7
令和4年度	－	0.8	－	10.8	－	1.44	－	▲ 2.1	－	9.1	－	2.52	0.3
令和3年度													
令和3年4月	▲ 0.2	9.4	0.9	▲ 0.7	1.27	1.18	3.8	4.5	▲ 0.6	8.0	2.19	1.53	5.8
5月	▲ 0.5	8.8	▲ 0.2	3.4	1.27	1.16	▲ 2.6	2.1	0.7	▲ 2.6	2.26	2.20	28.1
6月	▲ 1.4	4.5	1.0	3.1	1.30	1.21	▲ 1.6	▲ 5.6	5.8	5.6	2.43	2.32	2.0
7月	1.9	2.7	1.4	3.5	1.30	1.24	10.8	4.1	▲ 2.3	3.6	2.15	2.16	▲ 2.4
8月	1.7	2.2	1.4	6.3	1.29	1.26	1.4	12.0	▲ 0.9	2.7	2.10	2.21	1.5
9月	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 1.0	2.7	1.28	1.26	▲ 7.8	▲ 0.3	1.8	1.3	2.31	2.35	11.7
10月	▲ 0.1	▲ 4.0	0.6	2.8	1.29	1.31	3.8	▲ 1.1	3.0	5.4	2.30	2.46	▲ 1.6
11月	0.3	▲ 4.0	2.3	6.9	1.32	1.40	0.7	11.7	0.9	12.2	2.30	2.74	▲ 0.2
12月	0.0	▲ 3.1	1.8	10.1	1.34	1.48	▲ 1.4	6.3	▲ 0.8	9.0	2.32	2.92	2.7
令和4年1月	1.0	0.4	1.5	12.8	1.35	1.46	5.3	12.9	1.7	12.3	2.24	2.23	4.5
2月	▲ 0.2	1.8	0.0	10.3	1.35	1.44	▲ 5.2	5.3	▲ 1.9	7.3	2.32	2.43	4.2
3月	0.7	2.9	2.0	10.7	1.37	1.39	3.5	3.6	3.7	8.8	2.32	2.15	▲ 11.3
令和4年度													
令和4年4月	▲ 0.3	2.4	2.2	13.1	1.40	1.31	▲ 3.9	▲ 1.2	2.8	12.8	2.48	1.75	▲ 1.0
5月	0.2	4.1	1.1	16.2	1.42	1.30	2.1	11.8	0.3	16.2	2.44	2.28	5.9
6月	▲ 0.6	4.5	1.1	15.7	1.44	1.34	▲ 3.0	3.6	1.6	11.6	2.55	2.50	7.3
7月	▲ 0.7	1.9	0.6	13.8	1.46	1.38	▲ 1.2	▲ 9.3	1.1	10.3	2.61	2.62	▲ 0.1
8月	▲ 0.6	0.3	▲ 0.1	13.7	1.46	1.42	▲ 1.7	▲ 3.6	▲ 1.9	16.1	2.60	2.66	4.2
9月	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.6	12.9	1.46	1.43	0.6	▲ 1.9	0.1	11.0	2.59	2.66	▲ 4.9
10月	0.1	▲ 1.0	0.4	12.7	1.47	1.49	1.5	▲ 5.2	0.0	7.5	2.55	2.79	▲ 4.6
11月	0.1	▲ 0.7	0.2	9.4	1.47	1.55	▲ 0.2	▲ 3.8	0.6	6.1	2.57	3.03	▲ 6.1
12月	0.2	▲ 0.5	0.0	8.5	1.46	1.61	▲ 4.8	▲ 7.2	0.2	9.3	2.71	3.45	▲ 9.9
令和5年1月	0.1	▲ 1.3	▲ 0.5	6.9	1.45	1.59	5.1	▲ 7.7	▲ 1.8	4.4	2.53	2.53	▲ 6.6
2月	0.9	0.3	▲ 0.6	6.0	1.43	1.52	2.7	4.3	▲ 2.6	4.7	2.40	2.44	3.0
3月	0.3	▲ 0.4	▲ 1.0	3.4	1.41	1.45	▲ 1.8	▲ 4.9	1.7	2.0	2.49	2.31	11.5
令和5年度													
令和5年4月	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 1.1	1.39	1.30	0.1	▲ 2.1	▲ 3.4	▲ 5.4	2.40	1.69	▲ 4.4
5月	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 1.6	1.40	1.28	▲ 2.4	▲ 0.9	1.2	0.5	2.49	2.32	▲ 0.9
6月	0.6	0.3	▲ 0.8	▲ 4.0	1.38	1.28	2.0	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 5.6	2.43	2.37	▲ 8.6
7月	0.6	1.6	▲ 0.7	▲ 4.5	1.36	1.30	▲ 1.1	0.1	▲ 2.5	▲ 8.2	2.39	2.41	2.4
8月	▲ 0.1	2.0	▲ 0.6	▲ 5.8	1.35	1.32	0.1	▲ 1.3	1.7	▲ 3.8	2.43	2.59	▲ 3.5
9月	▲ 0.3	1.9	▲ 0.2	▲ 5.9	1.36	1.32	▲ 1.2	0.8	▲ 1.9	▲ 8.3	2.41	2.42	2.1
10月	0.1	2.6	▲ 0.1	▲ 5.2	1.35	1.38	▲ 1.3	0.0	1.6	▲ 4.0	2.48	2.68	7.4
11月	0.0	1.7	▲ 1.6	▲ 7.2	1.33	1.41	▲ 0.3	▲ 5.0	▲ 3.0	▲ 8.2	2.41	2.93	1.3
12月	0.2	1.8	0.5	▲ 7.0	1.33	1.47	0.6	▲ 0.1	2.8	▲ 9.0	2.47	3.14	7.5
令和6年1月	▲ 0.3	1.6	▲ 0.2	▲ 6.3	1.34	1.46	▲ 1.6	▲ 1.7	▲ 0.1	▲ 2.9	2.50	2.50	▲ 4.1
2月													
3月													

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。
2 令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改訂されている。

令和5年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和6年1月

愛媛労働局

主要 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	1 月実績	年間目標	1 月実績	年間目標	11月実績	年間目標
	令和 5 年度実績累計	進捗率	令和 5 年度実績累計	進捗率	令和 5 年度実績累計	進捗率
松 山	457	7,582	472	7,985	227	2,637
	5,607	74.0%	6,009	75.3%	1,916	72.7%
今 治	156	2,400	146	2,160	56	657
	1,759	73.3%	1,650	76.4%	442	67.3%
八幡浜	60	1,110	49	1,000	19	245
	829	74.7%	726	72.6%	162	66.1%
宇和島	89	1,600	79	1,460	22	365
	1,197	74.8%	1,070	73.3%	236	64.7%
新居浜	106	1,830	121	1,730	42	500
	1,359	74.3%	1,359	78.6%	382	76.4%
西 条	91	1,480	69	1,280	36	476
	1,232	83.2%	945	73.8%	335	70.4%
四国中央	117	1,450	111	1,510	36	410
	1,174	81.0%	1,209	80.1%	293	71.5%
大 洲	57	1,110	56	1,010	25	252
	835	75.2%	750	74.3%	216	85.7%
合 計	1,133	18,562	1,103	18,135	463	5,542
	13,992	75.4%	13,718	75.6%	3,982	71.9%

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

有効求人倍率の推移（季節調整値）

（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

愛 媛 労 働 局

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
昭和 38年	0.19	0.28	0.29	0.31	0.31	0.31	0.35	0.31	0.29	0.34	0.33	0.32	0.31	0.32
39年	0.33	0.33	0.31	0.36	0.37	0.36	0.35	0.35	0.33	0.34	0.33	0.34	0.34	0.34
40年	0.32	0.32	0.30	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.28	0.29	0.30	0.28	0.29	0.29
41年	0.29	0.29	0.30	0.32	0.33	0.33	0.35	0.37	0.38	0.38	0.36	0.38	0.34	0.37
42年	0.41	0.41	0.45	0.45	0.47	0.49	0.50	0.51	0.47	0.51	0.53	0.55	0.48	0.51
43年	0.59	0.56	0.53	0.53	0.55	0.59	0.58	0.58	0.58	0.58	0.60	0.58	0.58	0.59
44年	0.59	0.63	0.67	0.66	0.67	0.67	0.63	0.67	0.68	0.66	0.69	0.67	0.66	0.69
45年	0.74	0.78	0.78	0.84	0.76	0.75	0.84	0.79	0.88	0.92	0.92	0.91	0.83	0.85
46年	0.88	0.84	0.81	0.77	0.80	0.77	0.76	0.73	0.73	0.73	0.72	0.72	0.77	0.73
47年	0.66	0.66	0.67	0.68	0.70	0.70	0.72	0.77	0.74	0.83	0.87	0.97	0.76	0.84
48年	0.95	1.02	1.10	1.13	1.12	1.19	1.14	1.18	1.20	1.24	1.20	1.16	1.15	1.17
49年	1.16	1.10	1.05	1.03	1.00	0.96	0.92	0.85	0.78	0.76	0.69	0.65	0.90	0.77
50年	0.63	0.61	0.57	0.57	0.55	0.52	0.54	0.54	0.55	0.55	0.55	0.56	0.56	0.56
51年	0.59	0.60	0.61	0.62	0.63	0.57	0.58	0.59	0.56	0.54	0.51	0.50	0.57	0.55
52年	0.51	0.50	0.51	0.50	0.48	0.49	0.48	0.46	0.51	0.47	0.46	0.42	0.49	0.47
53年	0.43	0.44	0.43	0.44	0.45	0.46	0.48	0.46	0.48	0.48	0.50	0.48	0.46	0.49
54年	0.53	0.54	0.54	0.56	0.57	0.57	0.57	0.60	0.62	0.64	0.67	0.67	0.59	0.62
55年	0.66	0.66	0.70	0.72	0.69	0.69	0.66	0.66	0.63	0.63	0.61	0.62	0.66	0.65
56年	0.62	0.63	0.62	0.62	0.61	0.62	0.64	0.62	0.60	0.60	0.58	0.60	0.61	0.60
57年	0.58	0.58	0.54	0.55	0.57	0.56	0.57	0.56	0.57	0.56	0.56	0.55	0.56	0.56
58年	0.56	0.55	0.57	0.58	0.58	0.57	0.58	0.59	0.59	0.60	0.63	0.59	0.58	0.60
59年	0.61	0.62	0.62	0.60	0.61	0.62	0.60	0.63	0.65	0.64	0.65	0.66	0.63	0.64
60年	0.67	0.68	0.68	0.68	0.66	0.67	0.66	0.65	0.66	0.64	0.61	0.63	0.66	0.65
61年	0.64	0.64	0.64	0.62	0.62	0.65	0.62	0.62	0.60	0.63	0.61	0.59	0.62	0.61
62年	0.58	0.59	0.59	0.60	0.60	0.63	0.68	0.68	0.74	0.77	0.79	0.82	0.67	0.73
63年	0.84	0.86	0.87	0.94	0.96	0.96	0.95	0.98	0.96	0.98	1.01	1.02	0.95	0.99
平成 元年	1.04	1.03	1.08	1.07	1.11	1.11	1.07	1.10	1.11	1.13	1.13	1.17	1.09	1.14
2年	1.23	1.26	1.26	1.23	1.22	1.23	1.26	1.24	1.25	1.25	1.29	1.28	1.25	1.26
3年	1.29	1.31	1.34	1.34	1.35	1.38	1.36	1.30	1.30	1.29	1.30	1.27	1.32	1.31
4年	1.27	1.26	1.28	1.23	1.21	1.16	1.15	1.14	1.15	1.13	1.09	1.05	1.18	1.12
5年	1.05	1.04	1.02	0.98	0.96	0.95	0.93	0.94	0.89	0.87	0.84	0.84	0.94	0.89
6年	0.84	0.84	0.84	0.85	0.87	0.86	0.87	0.91	0.90	0.87	0.85	0.88	0.86	0.87
7年	0.87	0.87	0.85	0.84	0.82	0.83	0.82	0.84	0.84	0.85	0.85	0.86	0.84	0.84
8年	0.84	0.83	0.84	0.87	0.89	0.91	0.92	0.89	0.88	0.88	0.89	0.89	0.88	0.89
9年	0.91	0.90	0.90	0.89	0.92	0.93	0.93	0.91	0.92	0.91	0.91	0.87	0.91	0.88
10年	0.84	0.82	0.77	0.76	0.73	0.71	0.70	0.70	0.70	0.70	0.69	0.69	0.73	0.70
11年	0.68	0.67	0.67	0.65	0.65	0.64	0.63	0.62	0.62	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64
12年	0.64	0.64	0.65	0.67	0.67	0.66	0.68	0.68	0.67	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67
13年	0.67	0.67	0.68	0.68	0.68	0.69	0.67	0.67	0.66	0.64	0.62	0.59	0.66	0.65
14年	0.61	0.63	0.65	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.63	0.63	0.64	0.63	0.63	0.63
15年	0.62	0.61	0.61	0.62	0.62	0.62	0.63	0.65	0.67	0.71	0.70	0.71	0.65	0.68
16年	0.74	0.73	0.73	0.72	0.74	0.77	0.77	0.76	0.76	0.77	0.79	0.79	0.75	0.77
17年	0.80	0.81	0.83	0.81	0.81	0.81	0.83	0.85	0.87	0.86	0.86	0.88	0.83	0.86
18年	0.90	0.89	0.89	0.90	0.90	0.90	0.89	0.87	0.87	0.88	0.87	0.88	0.89	0.88
19年	0.88	0.89	0.89	0.89	0.90	0.88	0.87	0.87	0.85	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87
20年	0.89	0.86	0.89	0.89	0.88	0.87	0.86	0.85	0.81	0.79	0.78	0.76	0.85	0.78
21年	0.67	0.62	0.58	0.54	0.52	0.53	0.52	0.52	0.53	0.53	0.54	0.53	0.55	0.54
22年	0.54	0.55	0.56	0.59	0.57	0.57	0.61	0.61	0.65	0.67	0.68	0.71	0.61	0.65
23年	0.72	0.73	0.73	0.75	0.75	0.74	0.75	0.76	0.76	0.76	0.76	0.75	0.75	0.76
24年	0.76	0.76	0.78	0.77	0.78	0.79	0.80	0.82	0.82	0.83	0.85	0.87	0.80	0.83
25年	0.88	0.90	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	1.02	1.04	1.08	0.96	1.00
26年	1.07	1.07	1.08	1.08	1.11	1.11	1.12	1.11	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.11
27年	1.11	1.14	1.17	1.17	1.19	1.21	1.23	1.23	1.26	1.28	1.31	1.31	1.22	1.27
28年	1.35	1.35	1.38	1.41	1.45	1.42	1.41	1.42	1.42	1.41	1.40	1.41	1.40	1.42
29年	1.40	1.42	1.45	1.49	1.53	1.51	1.52	1.56	1.55	1.57	1.54	1.57	1.51	1.55
30年	1.57	1.59	1.59	1.58	1.59	1.63	1.63	1.64	1.64	1.64	1.63	1.64	1.61	1.63
令和 元年	1.67	1.67	1.65	1.66	1.64	1.65	1.62	1.63	1.64	1.64	1.64	1.62	1.64	1.60
2年	1.56	1.53	1.47	1.39	1.35	1.32	1.29	1.24	1.24	1.21	1.18	1.18	1.33	1.26
3年	1.20	1.24	1.25	1.27	1.27	1.30	1.30	1.29	1.28	1.29	1.32	1.34	1.28	1.31
4年	1.35	1.35	1.37	1.40	1.42	1.44	1.46	1.46	1.46	1.47	1.47	1.46	1.42	1.44
5年	1.45	1.43	1.41	1.39	1.40	1.38	1.36	1.35	1.36	1.35	1.33	1.33	1.38	
6年	1.34													

※ 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
 なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
 2 年計及び年度計は原数値。

用 語	解 説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからないため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値＝原数値÷季節指数×100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。